

令和4年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和4年6月20日（月曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年6月21日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総務課長	大平弘明君
税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建設課長	山村輝明君
農林水産課長兼農業 委員会事務局長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君
教育次長	井手守道君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 4番 永田勝美 議員
- (2) 2番 川副剛 議員
- (3) 8番 橋本義雄 議員

- 日程第3 議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件
- 日程第4 議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件
- 日程第5 議案第51号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第52号 工事請負契約締結の件（令和4年度 大新田排水機場3号排水ポンプ等補修）
- 日程第7 議案第53号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第4号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

令和4年6月第2回佐々町議会定例会の本会議2日目です。

先ほど総務理事が言いました議案第26号、提案理由ですけれども、「平成9年佐々町条例第25条」と書いてあるのを「25号」に変更いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日の出席議員は、全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

しばらく休憩します。

（10時01分 休憩）

（10時01分 再開）

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、長谷川忠君、6番、阿部豊君を指名します。

— 日程第2 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表し、憲法が暮らしに生き、安心して住み続けられる佐々町を実現していく立場から質問をいたします。

私は、まず最初に、今回ウクライナへの非情な侵略を続けているロシアに対して、改めて抗議をするとともに、国際法違反をやめようという一点で世界の国々が声を上げ、外交努力による解決を目指すという立場を表明するものでございます。力対力では、平和は守れません。私

は、憲法9条を持つ日本が平和的外交の先頭に立つことこそが重要だと考えるものでございます。

それでは、以下、質問通告に従って質問いたします。

最初は、学校給食についての質問でございます。

令和4年度佐々町では、第3子の給食費が無償化ということになりました。県下でも初めての取組であり、歓迎したいと思えます。しかし、状況はこれではまだまだ不十分ということもあわせて言わざるを得ないと思えます。本日の質問では、学校給食について、改めて現状についてお伺いしながら、学校給食の無償化の必要性について質問させていただきたいと思えます。

最初に、今、学校において行われている食育の取組について、その中で給食はどのように位置づけられているのか。

2点目は、地産地消の地場産物の活用、そういうことが食育の目標として掲げられておりますけれども、長崎県は71%というふうになっておりますが、佐々町の現状はどうなんだろうかと、あるいは米飯給食等は、取組どのようにされているんだろうかということについて伺いたいと思えます。

3点目は、喫食率が実際にどのように変動しているのか、動向について伺いたい。

4点目は、朝食の朝御飯を食べない子どもさんが多いということが問題となっており、その取組について、佐々町の頂いた資料によりますと、朝御飯をとらない子どもさんは減ってきたけれども、朝御飯をとる子どもさん増えてきたけれども、内容が十分でないというふうに書かれてありました。

そういったところについて、そのほかにも食育として取り組まれている状況について、少し概括的にお話をいただければというふうに思います。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

教育長。

**教 育 長（黒川 雅孝 君）**

まず、食育の大きな学校給食における考え方でございますが、食に関する指導の目標については、食育推進施策「食育白書」の学校における取組として作成された文部科学省の、食に関する指導の手引、平成19年度3月に作成されたものでございますけれども、これに従って取り組んでおるところでございます。

内容としては、給食を通じて食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化ということを経験する中で、生きた教材として給食を活用するという取組を行っているところでございます。最近、コロナの関係で、楽しく会話をしながら社会性を培うというところについては、やや課題が出てきておりますけれども、これも取り戻していければというふうに思っています。

これらの達成に向けた指導について、栄養教諭を中核として、関係機関とも連携を取りながら、学校教育全体の中で実施していくことで、学校における食育の推進に努めているところでございます。

それを受けて、栄養教諭が3校で40回、実際は80回程度になりますけど、食に関する指導、給食時における食に関する指導を行っており、家庭科の時間、長崎県県民生活部 食品安全・消費生活課から講師を派遣していただいた事業等を行っているところでございます。

また、広くは栽培体験、残菜の活用、生産者、加工地の製造過程を見学することも食育と位置づけているところでございます。と同時に、食育においては、給食もでございますけれども、どうしても家庭との連携が必要ということで、これ「佐々っ子ゆめプラン」というやつですけれども、この中に食に関しても、学習生活についてもそうですけれども、啓発しようとして作成し、

昨年度各家庭に配布を行ったところでございます。

それから、お尋ねの2点目でございますが、地場産品の使用率についてでございますけれども、本町の地場産品の使用率は、令和3年度は79.3%でございました。例年、県が目標とする71%の目標値をほぼ達成できている状況でございます。ただ、この数字という地場産品の定義は、県内食品の割合ということになっております。町内産の割合ではありませんけれども、野菜などの町内で生産されている食材については、佐々産品を優先して使用していただいております。

しかし、量の確保が町内だけでは難しいということがございますので、足りない部分については県産品で補うようにしているところでございます。なお、米飯給食については週3回、米は全て佐々産米を使用しているところでございます。

それから、喫食率というか、残菜の量でございますけれども、残菜を出さないように近年は子ども、個人の摂取量に合わせて配膳をするという取組を行っております。残菜ゼロを目指すことから、具体的には子どもの食べる量には個人差があり、またその日の体調等によって量も変わりますので、子どもの申請、一律、一定量を配膳することでは残菜量が増えてしまいます。

そこで、配膳時にそれぞれの申出によって量を調整するというところをいただいております。しかし、どうしても2%程度、これは推移といいますか、ここ五、六年は大体2%から3%という変動幅の中で残菜が生じている現状でございます。

どうしても十分な量をとらせたいという思いもございますので、減らすこともできず、幾ばくかといいますか、残菜が出てしまうという状況でございます。今後とも残菜ゼロを目指した取組を行っていきたく思っているところでございます。

それから、食育、朝食を食べない子どもの割合でございますけれども、これは調査が令和2年度学校運営調査、これが最新でございます。5年に一遍の調査ということになりましたので、この中では、食べていない子どもの割合は小学校で1.5%、中学校で4.2%、課題はないとは言いませんが、比較的摂取率は高いと思われれます。

食べていない子どもの家庭としては、改善の働きかけは今後とも続けていく必要があるというふうに思っております。学級で一人から二人程度、朝食を抜いている子どもがいるということ、個別的な家庭と連携した面談等で指導していく必要があるだろうというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

佐々町で、私も今回質問にあたって食育の取組ということについて改めて勉強させていただきましたけれども、内容的には、食の問題というのは、まさに生きる問題ということで、非常に大切な課題なんだということを改めて理解をさせていただきました。

あわせて、いわゆる例えば朝食の摂取状況については、食育白書によりますと、いわゆる朝食をとっている子どもさんと、とっていない子どもさんと、いわゆる状況としては、それだけが原因かどうか、どういう原因かわかりませんが、いわゆる学校の成績にも格差が生じると。朝食をとっている子どもさんのほうが成績が全体として高いというような資料も読ませていただきまして、改めて食の問題というのは非常に重要だということを理解することがありました。

そういう意味では、食育の取組というのは、やはりまさに教育の重要な内容であるということを改めて理解するところでございます。そういう点で、今進められている食育の取組につい

て、さらなる充実をとということで求めておきたいと思いますが、学校給食については、食育を行う教育課程ということで位置づけられているのかなというふうに思いますし、そういった意味では、小中学校の給食は義務教育の性質上、無償化というのが適当ではないかというふうに私は思うわけですが、町長はどのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これについては、先ほどお話がありましたように、全体的には全部無償化はしていないんですけど、本町としましては先駆けて給食費の割引の負担ということでやっているところがございます。

さっきお話がありましたように、学校給食の負担軽減というのが同一家庭内で3割と、それから第2子に対しては4割、8割ということで、補助をする制度が平成27年につくったわけがございますけど、本年度からは第3子目の給食費というのを無償化をいたしたわけがございます。

現在、給食費の負担に係る予算額、どちらにしてもお金が伴いまして、なかなか厳しいわけでございますけど、現在、負担軽減に伴って1,900万円程度になっておりまして、仮に給食費を永田議員がおっしゃいますように全額、例えば無償化とやった場合、一般財源の支出額というのは大体4,000万円程度の財源が必要ではないかと今考えているところがございます。学校給食を全額無償化するというのが、なかなか財源的に町としては厳しいのかなというのを考えているわけがございます。

政府から、コロナの感染症対策の地方創生交付金につきましては、物価高、物価高騰に伴います学校給食費に関する負担軽減というのが、事業が示されておりますので、給食費の無償化というものの活用はなかなか、それは厳しいのではないかと考えていますので、どちらにしましても、町としましても、やはり物価高に対しては負担軽減を町としては考えなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

今のところは大変詳しくお答えいただきましたが、要するに義務教育は、無償というのは憲法が定めているところですね。そういう点で、学校給食というのは義務教育の一環なのだということが非常に先ほどのお話でよくわかったかなと思うわけです。であれば、義務教育である学校給食は無償にするという理屈が成り立ちませんかということをお伺いしたんですけども、そういうことだというふうに思います。

日本における戦後の学校給食というのは、調べてみますと、1951年、昭和26年のユネスコの勧告が一つの大きな契機になっていると言われております。1959年、昭和29年に学校教育法ができました。このときのユネスコ勧告では、義務教育はできる限り家庭に補充的な出費を負わせるべきではないというふうにされております。

この学校教育法ができて68年になるわけですが、いまだに給食費を徴収するという自治体が多いというのは、考えてみると、大変情けない話ではないかなというふうに思うんですね。日本でもヨーロッパでも、学校給食が始まった際はほとんど無償なんですね。食にかける子どもさんにきちんとした給食を、そして体をきちんとつくる、そういった意味での給食、様々

な目的、意義が語られてきているわけですが、その際に教育の場で、子どもたちが成長していく上で、経済的な格差が教育の場に出るはならないという先人たちの知恵というのがあったのではないかとこのように思います。

今、子どもたちの家計の状況はどうかということを改めて町長もコロナ、物価高というふうなお話もありましたけれども、まずやっぱり忘れてならないのは、令和とともにやってきた消費税10%の影響、これによって大体1人当たり4万7,000円の負担増というふうに言われています。

それから、コロナで収入が減った世帯、年収が200万円から400万円という子育て世帯では、1割以上収入が減った世帯が16%から17%に及ぶという調査があります。その上に、昨今の物価高、ガソリン価格は今35%上昇しています。これは、いわゆる政府の補助があってもこれだけ上がっている。120円だったものが165円という状況です。

企業物価動向というのは10%増加というふうになっていまして、今、消費者物価は2.5%の上昇というふうに言われていますけれども、これから上がるのだというふうに言われていまして、「クローズアップ現代」が試算した数字で見ると、月に6,000円上がると、年間7万円もこれから上がるんです。物価が10%程度上がるのではないかとこのように言われています。

他方で、日本の食料自給率は37%にとどまっておりますし、エンゲル係数も27.3%と上昇傾向と。どういう指標を見ても、本当に子育て世帯の家計は大変な状況であり、まさに食の安全そのものが今非常に深刻な状況になっている。こういう中で、子育ての応援こそ本当に求められているのではないだろうか。しっかりした食育を町としてもバックアップしていくということが大切なんではないだろうかと思いますが、こういう点で町長いかがのようにお考えか、お答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃったように、私もこの帝国データバンクで見て、食品の主要の105社というのは今、平均で1割アップしていると、全体でアップするというお話をお聞きしております。ウクライナの戦争もありますし、いろんな面が悪い方向に作用しているんじゃないかと思っておるわけでございます。

我々も学校の生徒さんたちというのは、同じくやはり食事というのは全部やって、これで成績が変わるとかそういうことがないように、我々も危惧していかなきゃならないと思っておるわけでございますけど、これをどうすることというのがなかなか、今のところまだ考えてないわけでございますけど、町としてもやはり子どもさんたちの食生活の支援についてはもう少し考えながらやっていかなきゃならないのではないかとこのように思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

先ほど冒頭で申し上げたように、義務教育は無償という憲法の規定から見れば、まさに学校給食無償化というのは本当にそういう意義があるのだというふうに思うんですけれども、そうであれば本来、国がやはりこれについては責任を負うと。学校給食に対するきちんとした補助を出す。補助というか、その実施に向けてのそれを国が保障する財政的な手立てが求められ

るんだらうというふう思うわけです。しかし、現状はやはり今申し上げましたように、今でも大変なものがさらに月額6,000円も上がる。給食費1か月分です、大体。中学校で6,000円弱ぐらいですよ、5,000円ぐらいですか。そういう点で見れば、やはり今の時期こそ、その学校給食無償化というのは求められているのではないだろうかというふうに思います。

だから、今全国で学校給食を無償化する動きというのは強まっています、実際に山梨県は4割、群馬県が34%ですが、一部無償とういうところを加えると8割が無償と。これまで、比較的小さな自治体が多かった状況ですけれども、政令市の中でも大阪とか兵庫の明石とかこういったところでも学校給食無償化というのは始まってきております。

ですから、本当にお隣の佐賀県です。長崎県ではないんですけれども、佐賀県では4割の町、町段階で言うと4割が無償化なんです。町が10自治体、10町あるんですけれども、そのうち4町がもう既に無償化をしています。ですから、やはり今こそ給食の無償化の実施を決断する時ではないのかということ、私は思うわけです。年間4,000万円ですること、これが佐々町が全力を上げてできない数字だろうか。子どもたちの成長を支え、豊かな食育を支えるそういう意味では4,000万円、佐々町として出せないだろうかということ、改めて考えるわけでありまして、地方創生臨時交付金の取扱いについては物価高に対応するということでありまして、先ほど町長もこの物価高についてはやはり対応せざるを得ないということをお話になったと思うんです。

ですから、もともと計画がどうだったかということはあるんですけれども、この情勢の中でやはり学校給食無償化というのは、まさに町民の暮らしにとっては大きなインパクトを与えるのではないだろうか。暮らしの安全と安心という点では大きな力になるのではないだろうかということをお考えのものです。そういう点で、再度町長、お考えを変えるお気持ちはありませんか。お答えいただけませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほども申しましたように、4,000万円というお話しましたが、これはもともと1,900万円はやっていますので、合わせて5,900万円ぐらいなるわけです、一般財源が。投入することになるということで、やはり財政的にも考えますと、なかなか厳しいのではないかと。

確かに私も佐賀県の3町ですか、佐賀県で町としては3つが無償化しているということをお話を聞いていますし、全体的に人口ほとんど1万人未満の自治体というのがやっているわけです。今、市がやっているということをお話がありました。これはやはり、我々もやっていただければいいんですけど、やはりこれは国とか県の援助といいますが、そういう補助金がなければ、町自体で5,900万円の単独を一般財源を出すというのもなかなか今厳しい面があるわけですので、やはりこれについては上部団体のほうにもお話をしながらやっていかなきゃならないと思っていますし、やはり今現在こういう無償化をするというのは、なかなか厳しいのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、本来の意義とそれから、今やはりここ二十数年来経験したことの無い物価高がきて、給料はこれから上がるんだと言われてますけれども保証はないという状況です。だから町民の

暮らしというのは本当に大変になっていく。そういう不安が高まっているときだからこそ、やはり今学校給食の無償化でこれを支えるという、そういうスタンスがとれないのだろうかということをお願いしております。

もちろん、国県の補助というのがあってしかるべきと私も思うわけですが、しかし、現実にはこれが実現していくにはまだまだ時間がかかるというふうに思います。その間、やはり町としてやるべきことは無償化スタートさせるという取組みが大事なんではないだろうか。

佐賀県は今、大町町、江北町、上峰町、太良町ということで4町になったみたいですね。今年からか去年からか、いう状況でございます。ぜひ、引き続き検討をよろしくお願いしたいと思います。

2点目は、次の質問に移りたいと思います。

町内交通の充実の問題についてですけれども、一つは、今年から高齢者の外出支援のタクシー補助が、枚数が月4枚から8枚に増やされて、それから上限の支援がこれまで600円余りの初乗り運賃だけであったものが1,000円まで拡大をされる。一方で、負担の割合が初乗り運賃の場合は、全額町が負担ということになっていたものが半額負担ということになりました。これについては、大変使いづらいという声が私のほうにたくさん寄せられておまして、それで私もこれ一歩前進ではないですかというお話をしたんですけれども、町民の方の不満というのは非常に大きいという点で、今後の改善をどう進められるのか、検討されている状況があったら、利用状況や検討の状況とかあればお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

今、御質問の高齢者の外出支援タクシーの交付状況でございます。交付対象者が2,074人いらっしゃいます。交付者はそのうち889人というふうになっております。この889人のうち運転免許証をお持ちでない方が641人、また、この641人のうち外出をするのに際して支援をしてくれる方がいらっしゃらないという方が228名ということでございました。

また、先ほど申します交付を受けられた方889人のうち、タクシー券の利用を4月に実際に行われた方につきましては449人ということで、利用枚数が1,749枚の利用というふうになっているところでございます。少し細かいかもしれませんが、この4月の利用だけを見ますと、1枚だけの利用の方が102名いらっしゃいました。また、その内訳を見ますと、運転免許証をお持ちの方が25名、運転免許証をお持ちでない方が36名、運転免許証もなく、また支援してくれる人もいないという方が41名というふうな形でした。

また、2枚利用の方が86名いらっしゃって、その内訳は運転免許証をお持ちの方が17名、免許証をお持ちでない方が38名、免許証もなく支援もない方が31名というふうになっておりました。

全体の、先ほどからお話があります、上限の8枚を利用された方は78名ということで、この78名の内訳も、運転免許証をお持ちの方が9名、運転免許証をお持ちでない方が36名、免許証もなく支援もない方が33名というふうになっておりました。

また、先ほど申します4月の利用枚数が1,749枚ということでございまして、603枚、約3分の1程度になりますけれども、603枚の利用枚数がこれまでの制度であります、初乗り料金の範囲内の方が利用されたというふうな利用実態というところでございました。現時点では、4月の1か月分の利用状況しか見ることができておりませんが、今後の改善につきましては、こういったところ、4月、5月、6月としっかりと見た上で改善点が見えてきましたら議会の



ほうへも報告をさせていただきながら、進めさせていただければというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

状況は分かりました。私の記憶によれば、以前の制度でもやはり利用対象者の交付を受けた方が、利用対象者の半分程度という状況でありました。4月の数字だけでは分かりませんが、やや交付を受けた方が少し減っているのかなという印象もあります。ぜひ、住民の方々の要望に沿った対応を検討いただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

2点目は町内交通、いわゆる町内循環バスの整備について、今後の検討についてはどのようにお考えか、これは町長のほうから分かりましたらお答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内循環バスの今後の検討ということで今、お話がありました。このバスの町営として公共の交通事業を実施するにあたってということで、民間事業と公共事業を担う役割の整理が必要であるのではないかと考えておるわけでございます。公共交通事業を実施するにあたっては、やはり民間の交通事業者が撤退したり、いわゆる公共交通の空白地域における交通手段の確保というのが考えられるわけでございまして、しかしながら現時点で、本町において西肥バス、松浦鉄道、それから民間タクシー業者が存在している状況でございますので、町営の町内の循環バスというのを導入するというのはなかなか困難ではないかと考えておりますので、現在まだ検討はしていない状況でございます。

今後については、公共交通時間とか町が行っている外出支援を、乗合いとのやっぴり兼ね合いというのがありますので、それを踏まえながら全体的な地域交通というのを考えていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

民間と公共の役割分担ということについては、今の特に異論はありませんが、佐々町内でも既にもう撤退して長年になる、例えば西肥バスの木場線だとか江里線だとか神田線だとか、こういったところずっと全部撤退しているんです。だから、ここはいわゆる公共交通としては空白に近いわけです。ただ、利便性という点では、困難さという点での程度はやっぱりいろいろ違ってくると。それが今、全体として高齢期の住民の方々も増え、そういった中で外出支援という、いわゆるタクシーでの支援、外出支援のタクシー補助というだけでは収まりきれないところがあるのではないかと。

それから、子どもさんたちのいわゆる一人帰りだとか、通学の支援だとか、そういったものについてもやはり公共交通って必要なんだということを、町内交通ってというのが必要なのだということをこの間ずっと申し上げてきたものであります。そういった意味では、もちろん各地の取組みは一樣ではなく、そしてオンデマンドだとか様々な取組みやられていますので、ですけども、この問題というのは問題があるということ、課題があるということをやっぴり押さえ

ていただければ、当然検討というのはやっぱり進めるべきだというふうになると思うんです。だから、そういった点ではぜひ、この課題についても改めて位置づけていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

時間があんまりありませんので、次は新型コロナ対策についてお伺いいたします。

新型コロナ対策も様々に課題があるのですが、町内でのいわゆる第6波のオミクロン株になってからの感染状況は、現状はどのようなになっているのかということについて概括的に最初にお話しいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
しばらく休憩します。

（10時38分 休憩）

（10時38分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

失礼いたしました。

昨日、町長のほうからの行政報告にもしていただいたところでありますけれども、佐々町のほうが長崎県の感染の状況として、連休以降増加傾向にあったものが、その後減少傾向に推移しているという報告を県の全体のほうではあったところですが、本町でも同様の状況が見られ、5月末にクラスターが発生したことがありましたので、急遽数字のほうが増えた現状にはありましたが、ここ数日落ち着いているところであります。

クラスターのほうがどうしても、昨日も申し上げましたとおり、家庭内での感染にまた拡大をすることから、若い方の世代の家庭内感染ということで、一気に数字が上昇しているところであります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

やはり、感染症の基本というのは、隔離と、いわゆる検査と隔離というのが基本というふうにならずと言われているかもしれませんが、私はこの間、何回か高齢者施設や保育所、そういったところでの検査体制を充実させることが必要だということを訴えてまいりました。定期的な検査が大切ではないかというふうに思っております、学校での感染というのがやっぱりあとを絶たない。そういう中で、学校では感染者が出ても、その場で迅速キット等で検査をするということは、ほとんどやられていないと思っております。さらに、高齢者施設や保育所でも、いわゆる感染者が出ても、その何というか、そのクラスだとか、その単位での検査というのはやられていないですね、現状としては。

だから、そういった意味では、PCR検査を全部やるというのはなかなか困難だとしても、やっぱり検査キットをきちんと配布して、きちんと検査ができる体制というのをつくる必要があるのではないかと、ずっと訴えてきたわけですが、そういう点で、検査キ

ットの配布というのは検討されたのか。実際に、例えば高齢者施設なんかでも、検査キットを自分のところで買って、そして検査をするにしても、その買う費用というのは全部持ち出しなんです。現状は。だから、そういった点では、クラスターが発生しがちな施設、保育所、それから学校、こういったところへの検査キットの配布というのは非常に重要ではないかと。

だから、一步踏み込んだ感染対策をやらないと、今のスタイルではなかなか広がりというのを防げないのではないだろうかということを考えるわけですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

新型コロナの対策についての検査キットということでお話がありました。

これは、長崎県が発表しました新たな感染防止対策として、抗原検査のキットを追加で確保して、備蓄しながら、高齢者とか障がい者などのクラスターが発生した際に配布をするということでやっているわけでございまして、このために、本町の取組としましても、PCR検査の助成事業を継続しながら、やはり抗原キットといいますか、配布でPCR検査の無料化などの取組をあわせて検討しなければならないのではないかと考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、学校でクラスターが発生した場合ということで、永田議員からお話がありました。抗原キットが配布されるのかということもお話がありましたけど、現段階では、長崎県における抗原の検査キットの配布というのが、重症化リスクの高い方への対象となっております、高齢者施設とか障がい者の施設とか、保育所などが対象でありまして、学校というのが想定されていないということをお聞きしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

クラスターになる前に、やっぱり抑え込んでいく、そのためには、やっぱり迅速な検査というのが必要なのではないかということを変更して申し上げたいことと、それから、先ほど来多世代包括支援センター長も言われたように、学校等との感染が家庭内感染につながっていくといった意味では、その重症化リスクが少ないということを一律には言えないと。要するに、確かに子どもさんで重症化する人は少ないんだけど、そういう方が家庭に帰って、家庭での感染を広げるということになるわけですから、そういった意味では重症化リスクが少ないからといって、検査しないというのは、それは非常に不十分ではないだろうかということをおきたいというふうに思います。

すみません、ちょっと時間が押してまいりましたので、次の課題にいきたいと思ひます。

くらし・福祉の充実についてですけれども、一つは、この間、何回か取り上げております、いわゆる生理の貧困の対策の問題です。

学校等で子どもさんが生理になって、小中学校の子どもさんが生理になったときに困っているという状況を紹介をさせていただき、小中学校のトイレに生理用品を配置してはどうかということを繰り返して申し上げてきました。

この間、県内でちょっと動きがありまして、西海市のやり取りがありましたので、紹介したいと思ひます。

西海市でも、やはり議会で議員の質問があった際に、教育委員会が試験的に生理用品をトイ

レに配置するというをやられたそうであります。その後、小学校高学年の児童から、トイレにいつも置いてあることで安心感があるとの感想が寄せられたそうです。

教育委員会は、児童が得た安心感というのは、学校生活において大切なものと考えます。児童の意見を大切にすることこそが、一人も残さず安心して過ごすことができる学校づくりにつながると考えます。そういうふうにお答えになっております。教育委員会として、トイレに生理用品を設置するというので、6月中旬に1,280個配布すると答弁されておりました。

私は、佐々町でも予期せぬときに起こることがあると、準備しているときはよいけれども、困ったときにはお友達からもらったり、言えない子もいると、気持ちが悪いまま、授業に集中できないと、そういう状況があるのだということを御紹介いたしました。保健室にはあるらしいけれども、もらいに行ったことはない。実際に困っている子どもさんがいるということを考えれば、ぜひテストケースとしてもやってみていただけないだろうかということをお話したいというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

私どもの考えでございますけど、生理の貧困については、小中学においては、やはり生理用品を買ってあげられない家庭の経済状況が大きな問題であろうというふうに思っております。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携して、そのような家庭に対する就学支援制度の周知を行うということが重要であろうというふうに思っているところです。

ただ、確かに女生徒の困りがあるかどうか、そのことについての対応ということで、一般社団法人ひとり親家庭福祉会から生理用品が配布されておりますので、まずは中学校において生徒の考えを聞いて、もし置くのであれば、ルールを決める等やったあと、学校で対応を考えていくようにという校長会で話をして取組を始めたところです。

時間がかかっても、子どもの考えを聞くなどの経過を踏まえた対応をさせたいと思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

ぜひ、そういう、せっかく頂いた生理用品もあるということでもありますから、具体化をお願いしたい。ぜひ、私はやっぱりこの機会に、一時期話題になりましたけれども、ドロシー・ロー・ノルトというアメリカの教育学者がつくった「子ども」という詩の中で述べられている一節を紹介したいと思うんですけど、「批判ばかりされた子どもは、非難することをおぼえる。殴られて大きくなった子どもは、力にたよることをおぼえる。笑いものにされた子どもは、ものを言わずにいることをおぼえる。皮肉にさらされた子どもは、鈍い良心の持ち主となる。しかし、激励を受けた子どもは、自信をおぼえる。寛容にであった子どもは、忍耐をおぼえる。賞賛を受けた子どもは、評価することをおぼえる。フェアプレーを経験した子どもは、公正をおぼえる。友情を知る子どもは、親切をおぼえる。安心を経験した子どもは、信頼をおぼえる。可愛がられ抱きしめられた子どもは、世界中の愛情を感じとることを覚える」という、15年ぐらい前ですか、愛子様が誕生されたときに紹介されて、大変感銘を受けた詩でありました。

安心を経験した子どもは、信頼をおぼえるというふうに言われているところは、今回の取組

を考える上で非常に大事なところではないかなというふうに思います。ぜひ、子どもたちの安心を確保していく上でも、この取組というのを実現していただきたいということを訴えたいというふうに思います。

次に、国保の均等割引下げの問題についてです。均等割の廃止、引下げについて、とりわけ子どもさんの負担について質問したいと思います。

今年の通常国会について、政府は子ども国会だと、あるいはこども庁の設置だと言っていますが、国保世帯の子どもたちのことはどのように考えているのかというふうに私は言いたいというふうに思います。

今、国保世帯の子どもさん、国保世帯全てですけれども、均等割として、1人当たり年間2万8,000円が徴収されると。これは、高齢者負担分、高齢者の支援分が5,000円と、それから国保税が2万3,000円というのが基本であります。40歳以上になると介護保険の負担分も増えますから、3万円近く、3万円超えるのかな、負担ということになるかと思えます。

子どもさんたちは2万8,000円ですけれども、この国保世帯で子どもさんがいる世帯の多くがサラリーマンの家庭ではないかというふうに思います。協会けんぽや共済、組合健保などの被用者保険に入っている世帯にはない負担があるということについて、再三このことについては、町長も解消したいというお考えは示されているというふうに思いますが、こうした負担方式というのが、改めてやはり大変差別的ではないかと私は思うわけです。

今年、未就学児童の均等割が半額だけ削減されました。105万円削減された。町からその4分の1を負担するということですから、25万円ですかね、新たな負担が増えたということになるんですけれども、子どもさん1人当たり年間1万4,000円の負担がまだ残るわけですね。これを、ぜひ1万4,000円負担が残るといふのをゼロにできないだろうか。

どうして子どもたちの中で、いわゆる小学校1年生になったら1万4,000円負担が増えるわけですよ。給食代も払わんといかんということになっていく。今の状況からすれば、どうして国保世帯の子どもたちだけが高齢者医療費の負担をしなければならないのか、これもおかしい話だなというふうに思います。ですから、均等割の矛盾というのは、様々な問題をはらんでいるのだというふうに思います。仮に、国保の均等割を18歳未満の子どもたちの分を軽減するためには、どれぐらい費用がかかるのかということについて調べていただくようお願いしてありますが、お答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

一般質問にあたって、事前に質問の御依頼がありました分をお配りさせていただいております。

こちらの資料の18歳までの均等割を軽減した場合ということで、これ、被保険者の人数に、先ほど議員もおっしゃられていました医療分、後期高齢者の支援分の税額を掛けた数字になりまして、対象人数が272人、これに2万8,000円を掛けた数字が761万6,000円という数字になっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

そういう金額なんです。それで、実際に、先ほど給食のことを申し上げましたけれども、

国保の世帯の子どもさんだけがこれだけ負担をせざるを得ないという、この制度というのは、やはりおかしいのではないかと。全ての子どもさんが負担しないほうがいいんです、もちろん。負担しないほうがいいんですけども、全ての子どもさんというわけではないんです。18歳未満の子どもさんというのは3,000人ぐらいいらっしゃるんですかね。ちょっと正確な数、分かりませんが、児童の数だけで1,600人ぐらいですよ、千五、六百人ぐらいですよ、児童生徒でね。それに、あと就学児を加えるわけですから、ちょうど大体それぐらいかなと、3,000人ぐらいかなという感じがしますが、その中で272人の子どもさんだけが均等割を負担せざるを得ないという現実なんです。そういう制度の組立てになっているんです。

これは、やっぱりおかしいのではないかと、解消すべきではないかというふうに思いますが、いかがですか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどからそういうお話がありまして、いわゆる国保税の均等割の引下げということで、今年度からは子育て世帯に先ほどお話がありましたように、未就学児の均等割を5割軽減をされるという制度が改正されたということでございまして、これはまだ一部でございまして、やはり町としましても国保の保険者である県とか、やはり市町村の要望活動が少しは実ったんじゃないかと思っていますけど、やはり未就学児だけであって、やはり軽減措置の5割ということ、対象範囲がやはり拡大をしなければならぬと我々も考えているわけでございまして、今後とも、やはりそれに向けて、引き続き国に対しても要望をしていかなければならないんじゃないかと思っておりますし、それから軽減措置の実施にあたりましては、いわゆる不足する財源を、やはり国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担をしているところでございますので、そういう面をやはり軽減というものを拡大するにしても、やはり国の補助がなければ、なかなか厳しいわけでございますので、やはり財源についても、町として国のほうにも要望としてしっかり取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ぜひ、急いでいただきたいということを申し上げたいと思います。

国保財政が厳しくなるからというのは、それは財政事情というのは分かるんですけども、それ以上に家計の困難というのは、もっと大変なんだということをやっぱりお考えいただきたいと思います。

そして、とりわけ、国保のその世帯のいわゆる経済状況というのは、さらに厳しい。全体としては、所得が全体として低い方が多いということをお考えいただきたいというふうに思います。非正規の方とか、そういった方々が国保に入られる方がおられるわけですから、国保家庭でサラリーマン家庭というのは、そういうことなんですよ。非正規の方が多い。そういう方々の御家庭というのは、相対的に賃金が低い、所得が低い、そういう中で、減免等あるんですけども、制度的に負担を求められるというこの内容は、やはり解消すべきだと。その、実際に踏み出した自治体たくさんあるわけですから、ぜひ、町としても、方策について御検討いただきたいというふうに思います。

最後に、就学援助制度の周知徹底の問題について、前回質問いたしました。その後の取組に

ついて、お答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

制度の周知については、先の答弁でも述べましたように、年度当初、年度末に集中していたという反省の中から、就学支援制度の周知について、6月に再度の案内を全保護者宛てに発出するとともに、ホームページへの掲載を実施いたしましたところでございます。

その中には、新型コロナウイルス感染症、また離職等による家計の急変も要件となる旨も記載して配布をしたところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

取組、御苦勞様でございます。ぜひ、今ある就学援助の制度は、いわゆる子育て世帯への支援の制度ですから、ぜひとも多くの対象となる御家庭の皆さんが利用できるように、そういう援助というのが今求められていると思います。

課税所得で270万円余りというのは、4人家族の場合400万円を超える年収がなければ実現しないわけですから、現実には実際の年収が大体どれぐらいだという、400万円ちょっとという御家庭は、ぜひ御相談いただきたいということを、改めて申し上げておきたい。それによって、年間の負担減は、やはりかなりなものになります。年間五、六万円ぐらいの負担減ということになりますので、ぜひ、就学援助の活用というのは、子育て世帯の皆さんにはぜひとも徹底をいただき、御活用いただくということを役場をあげても進めていただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。  
しばらく休憩します。

（11時01分 休憩）

（11時10分 再開）

— 日程第2 一般質問（川副 剛 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。  
2番。

2 番（川副 剛 君）  
マスクを取らせていただきます。

2番、川副剛でございます。議長より許可をいただきましたので、質問通告順に従いまして質問させていただきます。

質問の前に、議員になり1年がたちましたので、感じたこと、率直な感想を述べさせていただきます。

執行部におかれましては、日々町政のために鋭意動かしております。地域で町民の方々が生きやすくするために、行政が住民目線になるべきと地域共生のために多世代包括支援センターが新設されました。センター長、参事をはじめ、手探りながらも町民のためにと強い思いを持たれ新設されました。改めて、障がい者、障がい児、高齢者の方々の迅速かつ的確な支援をお願いしたいと思います。

古庄町長におかれましては、年を取ると頑固になりがちですが、後期高齢者でありながらも柔軟な考えを持ち、職員の提案にも耳を傾けられていると感じました。任期も残り3年残っておりますが、町政発展のため、佐々町のため、身を粉にして灰になる覚悟だとは重々承知しておりますが、任期を全力で全うしていただきたいと思っております。

手前、議会におきましては、常に二元代表制を意識し、町政発展のため執行部と是々非々で議論している先輩議員を見て、道しるべとなりました。議会と執行部、不和を起し、あつれきを生むと行政が機能せず、町民に不利益を与えてしまう。逆に、距離が近過ぎて、なあなあの関係になっても税金の無駄遣い。議会と執行部は緊張感を保持して適度な距離で対置していかなければならない。それを肌で感じた1年でありました。2年目も、多面的にものごとを俯瞰し、町民の声を代弁していきたいと思っております。本日も執行部の皆さんに敬意を表しつつ、議論なくして町政の発展なし、その気持ちで質問させていただきます。

災害対策についてお伺いいたします。

今年も台風、大雨の自然災害のシーズンがくるわけですが、防災行政無線が聞こえにくいとの声が聞こえます。大雨時には一分一秒の情報が必要となりますが、若い世代は佐々町のスマホで見れるLINEアカウントで災害状況などを確認できるわけですが、スマホを使いこなせない高齢者の方は防災行政無線が窓を開けないと聞こえないという声もあり、佐々町でも個別受信機を貸与されておりますが、要望されている世帯には全て行き届いているのか、かつ個別受信機の機能、性能をお伺いしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

ただ今御質問いただきました個別受信機の性能について御説明させていただきます。

個別受信機については、放送内容を音声で確認できることに加え、ディスプレイがついて文字でも放送内容を確認できる機能を有するものを設置しております。また、本町の防災行政無線では、メール、NBC情報システムでも放送内容を確認できるようになっており、放送時に設定すればホームページにも掲載されるようになっております。

もう1点の希望する世帯に行き渡っているのかという御質問ですが、個別受信機につきましては、難聴地区の世帯及び聴覚障がいをお持ちの方のいらっしゃる世帯で、配置を希望される世帯に配置をしておりますが、それ以外の希望世帯への配置は行っていない状況でございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

2番。



2 番（川副 剛 君）

大村市は、同性能の防災ラジオを要望された家庭には全て無償貸与されていることであります。大村市はオートレースなどの売上で財源が潤沢と聞いておりますが、佐々町でも高齢者の方に周知し、必要な方には貸与されるようお願いしておきます。

佐々町でもハザードマップが作成されておりますが、安全と思われている場所でも被害に遭う可能性があり、不測の事態を想定しなければなりません。家屋が損壊され、全壊若しくは半壊した場合、仮設住宅の予定地は想定されているのか、想定されているのであれば場所と建設できるおおよその戸数をお聞きしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどはお褒めの言葉をいただきましてありがとうございました。私もいよいよ後期高齢者ということで、後期高齢者の保険に加入をさせていただきまして、免許証も認知症の検査の免許証をいただきました。なかなか厳しいわけでございますけど、やはり残された任期について一生懸命やっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

先ほど、仮設住宅の予定地についてということでお話がありました。この災害救助法が適用された場合、原則として県知事が行うということになってるわけでございますけど、町としましては災害の影響等総合的に判断した上で、町としては今のところを考えているのは、建設課所管であります千本公園グラウンドを一つの候補地として提供するようには考えているところでございますので、大災害ってなると今度千本公園グラウンドだけでは対応ができないこともあるわけでございますので、今後どのようにするのかっていうのはやはり、町としまして他の都市公園とか、長期化する被災者の支援に配慮した運用ということが考えられますので、そこを十分考えながら我々としてはやはり住民の方をまず安全第一のところ避難させるということが大事でございますので、そういう考えながら平時からやはり総務を中心に考えていかなきゃならないと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

避難所での生活は相当なストレスがかかります。また、車中泊はエコノミー症候群になりやすい。エコノミー症候群は、ふくらはぎが心臓の位置より低く、長時間足を動かさずにじっとしていることによって血栓ができるわけですが、熊本地震では避難所に住民が殺到し、あふれた人は車中泊を余儀なくされ、多数の方がエコノミー症候群にかかり2人亡くなっております。家屋が倒壊してから仮設住宅設置までの時間は、命の左右をすと言っても過言ではありません。他自治体の災害データ等を参考にし、ぜひ、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

カーブミラーの設置状況について。

朝露などでカーブミラーが見えず、事故が起きるのではないかと。曇らないカーブミラーを設置してはどうかと12月に一般質問しましたが、その後の対応及び進捗状況をお尋ねしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町長（古庄 剛 君）

カーブミラーの設置状況につきましては、この前御質問がありまして、平成30年度に設置箇所と劣化状況を調査しまして、現在町内には500基のカーブミラーが設置されているわけでございます。設置修繕の要望につきましては、原則町内会長さんから申請を受けまして、佐々町の道路反射鏡の設置基準に基づいて判断をしながら修理等を行っているところでございます。

それから、現在の設置しているカーブミラーがステンレスまたはアクリル製となっております。議員がお話のありました朝霧とか寒い季節にカーブミラーが曇りまして、視野確認に支障を来す時間帯が発生するということで、運転者とか歩行者にも十分注意が必要となるということでございました。

この前12月の議会においても、日中に蓄えた熱エネルギーによりまして、朝霧とか寒い季節も凍りにくくする気温蓄熱式のカーブミラーの御提案について町としましても検討いたしまして、令和4年度のカーブミラーの新設工事や修繕において導入するように町としては今進めているところでございます。現在、町道木場線と、それから町道の夜萩線、町道の報国炭鉱線の3か所にカーブミラーを今年6月までに修繕を行うっていうことでしています。

それから、口石学童の出入口と赤崎線のT字路のところ、報国炭鉱線から町道の神田線にでる道路、それから神田市瀬線と神田駅前の道路についても8月5日までには新設するようというところで今計画しているところでございまして、これらのカーブミラーにつきましては、議員が御指摘のありました気温の蓄熱方式を使用して設置、取替えをするように進めておりますので、引き続きお話がありましたように町内会から要望等カーブミラーの劣化状況を考えながら、計画的にその方式に整備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2番（川副 剛 君）

意見に耳を傾け、先進的に対応していただいております。予算の関係もあると思いますけれども、町内会の方と相談して少しずつでも交換していただけたらと思います。

千本公園の駐車場のライン引き、舗装についてお尋ねします。

12月の一般質問で、千本公園の駐車場のライン引きと近隣の町道整備について質問しましたが、その後の進捗状況を教えていただきたいと思っております。

議長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今おっしゃいましたように、令和3年12月議会で一般質問をいただいております。その中で、舗装の改修や区画線については、全体的な方向を定めるためにも、まずは計画を立ててお示ししたいと回答させていただいてるところでございます。

区画線につきましては、今年の4月に千本公園がリニューアルオープンすることに先駆けて、簡易的ではございますけれども区画線を整備したところでございます。あわせて、駐車場にな

りますけれども、町道千本公園線の路肩改良工事についても、今年度に発注を予定しているところでございます。

町といたしましても、実際に利用される子どもや保護者の皆様が安心して利用できる公園を目指して整備を行っていかねばならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）

私も公園に行ったんですけれどもライン引きがされておりました、遊具も新設され家族で遊びに来られる方も多くなっておりました。ラインが引かれていることで駐車場も混雑することなく、大変とめやすくなっておりました。少年野球大会も行われておりました、はみ出る車もなくスムーズに行われておりました。誠意に汗をかき、迅速に対応していただいた建設課長はじめ、建設課の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございます。引き続き見回り、町民からの情報など、先日も事故がありましたけれども、町道の定期点検をお願いしたいと思います。

通学路について質問します。

昨年9月に、佐々中学校裏の動物病院の通学路について質問しましたが、その後の経過を教えてくださいたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

通学路の安全確保につきまして、子どもを事故から守るために大切なことと町としても考えていますし、やはり通学路の安全対策というのは、今教育委員会を中心に、総務課、建設課で今対応しているところがございますので、その対応につきましては、総務課長と教育長をもって答弁させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

里山地区といいますか、動物病院のところの通学路をというお尋ねでございましたけれども、対応が遅くなってしまいましたけれども6月3日に里山地区の通学路について、保護者の方、学校、教育委員会職員で現地協議を行い、現在里山地区の子ども会で通学路の変更についての意見取りまとめを行っていただいております。

私どもの通学路の安全点検については、平成30年に交通安全と不審者対策を加えた佐々町登下校プランを作成して、それに従って安全点検を行っているところでございます。本年度も保護者アンケートをもとにして関係機関と連携しながら通学路安全を、推進会を開催していこうというふうに思っております。

また、佐々町交通安全母の会から口石小学校区の5か所の危険箇所が指摘されましたので、5月31日に建設課及び交通安全母の会の会長さんとともに対策を協議し、早急な対応として2か所について、通学路の変更や工夫等について保護者の方と話し合いを行うよう学校に伝えて

おるところであります。

今後とも、議員様、また、保護者からの気づきを集約した佐々町登下校プランによる定期的な通学路安全点検と同時に、随時の御要望による点検及び対策について、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

それでは、建設課で昨年度実施した通学路安全合同点検結果に対する対応状況について御説明させていただきます。

県で対応していただく箇所が3か所あり、町で対応が必要な箇所が7か所ありました。計10か所について点検をいたしております。

県で対応していただく分につきましては、国道の歩道拡幅若しくは横断歩道の待機場所設置となっており、口石小学校区におきましては、現在、芳ノ浦バス停付近から末永団地入り口までの歩道拡幅工事を実施していただいております。

また、佐々小学校区におきましては、小春バス停付近の歩道整備、横断歩道の待機場所設置となっておりますけれども、この分につきましても、現在、県のほうで測量設計を行っていただいております。

もう一か所が、ダイレックス前の横断歩道の待機場所設置となっておりますが、この分につきましては、設置に向けて県のほうで用地交渉を行っていただいております。

町で対応するのが必要な7か所ですけれども、歩行者通行帯のためのグリーンベルト整備または車道拡幅が3か所ありまして、うち1か所については完了して、うち1か所については、現在測量設計委託の入札を予定しております。残り1か所につきましては、予算の関係で、次年度以降に整備を行うこととしております。

また、運転者への注意喚起のための看板設置及び路面標示が3か所ありまして、うち1か所は完了して、残り2か所については、現在、見積りを依頼しております。

最後に、交差点での歩行者との接触防止のための指導停止線整備が1か所ありますが、現在、業者と契約しておりまして、4月中には完了する予定でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）

ありがとうございます。

佐々中学校裏の動物病院については、ドライバーの注意喚起の看板の設置をお願いしていたんですけども、今のところついていませんで、看板の1個もつけれないのかと、私は思います。

八街市での交通事故から、国の通学路の点検の指示があったと思われませんが、本町での点検箇所は何か所か。そして、その箇所の、先ほど答弁がありましたけれども、物理的な処置、ちょっと重複するかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

すみません、八街市の事故が起こって、たしか、あのときは待機場所といいますか、子どもの集合場所についての点検ということであったというふうに思っております。各小学校校区内の子どもたちの集合場所について点検をし、改善が必要なところ、また、変更が必要なところについては変更したところです。

また、昨年度、点検箇所については、これも八街とどっちだったかな、ちょっと場所を忘れてしまいましたけれど、見通しが悪くて、しかもスピードが上がりやすいところを中心に、建設課から今話がありましたけれど、10か所を抽出して点検を行い、ちょっと看板設置の遅れているところがございますけれど、具体的な対応について検討をしたところで、現在実施中も含めて何らかの対応を行いたいと建設課と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2番（川副 剛 君）

点検ももちろんそれは大事ですけれども、物理的な処置をお願いしたいと思います。

八街市の事故では、事故後、どのような処置をされたのか、御存じだとは思いますが、説明させていただきます。

事故後、このような対策を行いました。主なものを申し上げます。

最高速度を時速60キロから30キロに変更、ガードレールの設置、道路の一部を盛り上げて、車に振動を与えることでスピードを出すのを防ぐハンプの設置、これは、9月の一般質問で私が提案した案ですが、やはりついております。ガードレールの設置は住民からの要望があっておりました。

事故が起きて、やっと行政は重い腰を上げたわけではありますが、私は、県外に20年出ておりましたが、佐々町に戻ってきて驚いた光景があります。信号がない横断歩道では、車が止まると、子どもたちは振り返って運転手におじぎをしてくれます。中には、大きい声で「ありがとうございました」と言ってくれる。何とも温かい気持ちになります。皆さんも車を運転して同じ気持ちになったことがあるかと思えます。先生や親御さんから教えていると思えます。子どもたちは、先生や親御さんから言われていることを守っているのに、大人である私たちは子どもから事故を守ることに全力を尽くしているのか、子どもたちに胸を張れるのか。

八街市の事故に遭われた方、けがされたお子さまは、重い障がいが残りに、親御さんは心に大きな傷を負っておられます。一瞬の事故があったその日から時間が止まり、仕事も手つかず、精神的な病になられたり、大変な思いをしておられます。誰かが犠牲にならなければ、警察も行政も動かないのかという声も聞こえてまいります。

教育委員会に私がお願いしたいのは、子どもの命を最優先でお願いしていただきたい。図書館管理、コンサート、これらもちろん大事であります、命あつての物种であります。虐待、いじめによる自殺、通学路での事故、子どもの命に関わることを最優先でお願いしたい。

他自治体では、図書館管理は教育委員会から切り離し、若い職員に任せているところもあります。図書館管理、業務過多ならば、そういう方向性もあるわけでもあります。

最後に、議事録は未来永劫残るわけではありますが、教育長に、子どもの命を守る強い決意と

断固たる覚悟をこの場でお聞きしたいと思っておりますけれども、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在、各学校では、「長崎っこの心を見つめる教育週間」が実施されております。命を守るといふことは、これはもう、誰にはさておいても最大の課題といえますか命題であろうと思っております。当然、学校だけでできることではないというふうには思っておりますけれども、学校教育においては非常に重要なことであるというふうには思っておりますのでございます。

また、命を守る強調月間においては、命を守ることと子どもたち自身に命の大切さを教えていくという週間でもございます。そのことも大切にしながら、命の教育については推進していく必要があるだろうなというふうには思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）

ありがとうございます。

教育長も警察と連携強化、精力的に動いておられるのを知っておりますが、町民の生命と財産を守るのは使命であります。佐々町で悲惨な事故は絶対に起こさせない、その気持ちを忘れることなく対策を講じていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

行政事務の二重チェックについて。

皆さんもテレビ等で御存じのように、阿武町で4,630万円の誤振込がありました。いきさつは割愛させていただきますが、誤振込をする確率と返金拒否をする変わった人物に送金する確率を考えたら天文学的な確率の事件でありましたが、これだけ世間を騒がせているのに質問しないのはやぼでありまして、確認も含めて質問させていただきます。

阿武町では、振込において二重チェックが機能していなかったとのことであり、本町での公金を扱う事務作業の二重チェックは徹底されているのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この阿武町であった基本的なミスというのがあったわけでごさいます、1人の方に4,630万円を振り込まれたということでごさいます。

本町の基本的な支払いの流れでごさいますけど、まずは、いろいろな発注とか、それから契約書におきまして、原課で契約を行う時点では予算を確認しながら支出負担行為を行うと。決議書を伝票として作成するわけでごさいます。作成しながら、債務の限度を明らかにしながら、予算の執行が適正に図るということで目的をしているわけでごさいます。

まず、幾ら出すんだというのは、債務負担行為といえますか、債務負担というか、決裁を受けなければならないわけですね。それから、その後に、この伝票について、原課が起票をする。例えば、それも決裁をとって、出納室でもこれを確認するというので、原課では、先ほ

どの支出負担行為決議書の内容と、内容どおりに相手方の請求書に基づいて支払われるための支払いの支出命令書の伝票を作成するわけでございます。

そして、その際に提出される請求書の相手方や、それから、金額に誤りがないかというのは確認をしながら決裁をするわけでございまして、また、出納室においても、支出命令についての支払いの誤りとか漏れがないように最終的な確認をしながら支払いを振込みするというところで、今やっているところでございます。

最終的に、相手方の口座に振り込むについては、出納室の職員と会計管理者と、それから、債権者の振込等の振込簿とか、それらを確認しながらやっているわけでございまして、支払いの手続が振込の全体の金額を電算だけじゃなく、手計算による支出伝票の金額の積上げを行いながら、支払いの方法別の合計金額と、それから、銀行へ渡す払出伝票の金額、これを突合させるといいますか、突合させることでチェックを行うということございまして、金額が合わない振込手続ができないという内容になっているわけでございます。

以上のことから、誤りの振込を防げるということで考えられますが、町としましては、やはり、今、話題になりました阿武町の事例がありますので、本町でも、やはり支払いに遺漏がないように、職員に向けて注意喚起を行いながらやっておこななきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（川副 剛 君）

ありがとうございます。

悪いニュースで世間に佐々町の名前を知らしめるのはいけませんので、これで安心しました。全国的にでも誤振込は相次いでおりまして、大阪府の摂津市でも、こちらでも誤振込がありまして、こちらは住民税の還付ですけれども、一桁多く打ち込んで、1,502万円もの過大な住民税を還付してしまったと。裁判では市サイドが勝訴したわけですが、未だに返金されていないとのことです。

これをきっかけに法律も変わるとも思いますけれども、ないにこしたことはなく、公金を扱っているという緊張感を持って事務作業をしていただけるよう意見して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。  
しばらく休憩します。

（11時39分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

8番、橋本義雄です。議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、北部に河川公園をと菖蒲園の菖蒲について、桜についてを質問をいたします。

まず最初に、北部に河川公園をとということで、昨年一般質問をしたときに、町長は資金がないと、また国県に補助金、助成金などある事業があればということをおっしゃいました。そういうことで、まだそういった事業はないと思います。しかしながら、忘れられては困るということで、今回また質問をしたわけでございます。

下流には桜堤、中央に市瀬の河川公園、それから先は何も施設はありません。これも前回言いました。最近、河川公園を散歩する方が多くなってまいりました。桜堤、河川公園も散歩されたり、ウォーキングをされる方が多くおられるようです。しかし、そこにはトイレも休憩所もあります。しかしながら、北部のほうは休むところもトイレもありません。そこで、この河川公園を北部にとお願いをするわけです。

町長は佐々川を中心としたまちづくりを推進されておられますから、北部にも河川公園をつくるべきです。そう思いませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

北部に河川公園をとということでお話がありました。やっぱり一応佐々町は佐々川を中心に発達をして、また、この平野部でまちが発展しているということで、やはり佐々川を中心としたまちづくりというのは、やはり我々はやっていかなきゃならないと思っているわけですが、これは平成30年6月、令和元年にも一般質問をされていると思いますけど、北部に河川公園をとということでございます。

公園の施設というのが費用が大変かかるわけでございますし、やはり資金、財政面でも厳しい状況でありまして、国と県の補助金があればいいわけでございますけれども、その該当する事業がないということで、大変申し訳なく思っている次第でございます。

しかしながら、状況が変われば、補助事業が活用できるようになれば、またそこでどうか考えなきゃならないわけですが、現状ではなかなか厳しいので御理解をいただきたいと思っておりますし、やはり住民の皆さんが快適で豊かな生活を送られるための支援ということで、今後もしっかり考えていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そんなに大きな公園でなくていいんですよ。先ほど言ったように、トイレがあつてちょっと休憩されるところがあつて、そこに何本か河津桜でもいいですから植えて、やっぱり健康づくりのための公園といいますか、地域づくりのための公園といいますか、そういったそれぞれの方がそこに寄って、そこで健康づくりをしていくと、健康づくりの拠点としてぜひ考えてもらいたいと思うんです。

しかし、今、本当にその北部の地域については、河川敷には菜の花が、神田町内会、また市瀬町内会で植えられて、そして管理をされております。そしてその市瀬、神田橋の上のほ



うには、何かカラー舗装でずっと上までしてあるわけですよ。そういったところからして、やはりそこにちょっとした公園をつくれば、住民の皆さんが健康増進ということで喜んでもらえるんじゃないかということなんです。

そういうことで、先ほど資金がないと、そういった制度がないということも言われましたけれども、もしそういうことがあれば、あるようになれば、もうぜひつくっていただけないかなということです。そうすることによって、それぞれの場所でウォーキングをされたり、町内会で行事をされたりできますので、そのところも地域づくりの一環として、そして、その公園まで歩くだけで健康増進になるわけですから、ぜひ考えてください。

それと私も町長も高齢者のほうに入ってきます。ますます高齢者多くなります。それと神田には今人口が少しずつ増えております。若い人もたくさん家を建てて住んでおられます。また増えてまいりますので、ぜひともこの公園をつくっていただきたい。そう頭にも置いていただけないでしょうか、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

頭に置いてはいるんですけど、やはりこれは資金面、財政面がなかなか厳しいと。

やはり公園をつくるにしても、トイレとかそれから休むところとか、いろんな施設がちょっと要るわけですね。それでやはり一般財源で全部やるというのは、なかなか町としては厳しいんではないかと思っておりますし、やはり今桜堤といいますか、佐々川はずっと今ウォーキングはできると思うんですね。トイレがちょっとないということもありますけど、ウォーキングはできると思いますので、やはりそういう面で健康増進をしていただければと思いますし、補助的に大きな補助事業が、そういう該当すれば町としては今後考えざるを得ないということでございますので、当分なかなか厳しいのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

厳しいんじゃないだろうかとということですけども、もしもそういうふうについて変わるかわかりません。北部の人口にしてみれば、神田、さざん花、松瀬、北町内会、合わせて2,000人を超えますね。そしてその中に高齢者もたくさんおられます。そして市瀬の上のほうまで合わせますと2,500人以上になるんですよ。ですから、そこに公園があっても不思議じゃないという私考えを持っていますので、そこから発信していろんな行事、体育行事もできますし、町の行事もできますし、そういうことを思いますので、そして先輩町長がもう桜堤、公園、河川公園、それから皿山と真竹とつくっておられます。残された北部はやっぱり町長がするんじゃないかなとみんな思っておりますので、そのところをぜひ考えていただきたい。どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

どうですかって言われると、ちょっともうなかなか財政面で、先ほど申しましたように厳し

いわけでございます。

確かに北部は、それでも北部の中には神田の公園が1つあるわけですね、ちゃんとう広いところがあるし、行事等はあそこでできると思うんですけど、河川公園っていいですか、そういうことが要望でございますので、その佐々川の河川公園も土地とかいろんなものがやはり事業費というのにかかるわけでございますので、現状この厳しい財政状況の中では、なかなかこれを単独でというのはかなり厳しいのではないかと考えていますので、御理解をいただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

その事情ちゅうのはよく分かります。ですから、そういったことも頭に置かれて進んでいただければと思うわけです。やはり町長が言うとおりに、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり、それにつながってきますので、そのところを理解してもらえればと思います。

ということで、次に移ります。菖蒲園の菖蒲についてであります。今年、その前に菖蒲祭りお疲れ様でした。各関係の方、本当によく咲いていたと思いますし、これがお祭りに来られた方もやはりコロナ禍で大変な中で心癒されたんじゃないのかというふうに思いますし、近年になく咲き誇ったんじゃないかなと思います。あえてこの時期だから言うんじゃないですけど、もっともう少しアップして、例えば、今品種がだんだん少なくなっております。薄紫色の菖蒲が一番強い菖蒲で、つくられたときからずっとそれが増えてきています。

それでやっぱり一番菖蒲についていいのは、詳しいのはやはり大村市さんです。大村市さんの菖蒲ちゅうのは、やっぱり九州でも指折りだと思います。町長は知っておられると思うんですけども、菖蒲園が病気で全然枯れて咲かなかったことがあります。そのときに大村市に町長が相談されて、株分けのときに株をもらってきて翌年咲かせた、そういう経験があるわけです。

ですから、大村市は菖蒲が終わったらすぐ株分けに入ります。それも色を分けた中で業者さんが株分けをされておりますので、ぜひこの際、大村市さんとの交流を深めながら、教えてもらったり研修させてもらったりして菖蒲を県北一の菖蒲園に、今も言われていますけど、大村に追いつけ追い越せじゃないですけども、そういった気持ちで管理をしてもらえたら、菖蒲を見に来られたお客さん、また住民の皆さんが癒されるのじゃないかということですけども、どうでしょうか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの菖蒲園の菖蒲についてということで、花菖蒲祭りが先般6月4日と5日に、3年ぶりですね、コロナ禍でありましたので、花菖蒲・うなぎまつりというのを開催いたしました。2日目は雨にもかかわらず、町民の皆様が大変町内外から多くの皆様に御来場いただいたということで、大変うれしく思っておりますし、心から感謝申し上げたいと思っております。

この皿山の菖蒲園というのが、議員が御存じのように平成2年度からこれに着手いたしまして、西部自然公園事業によりまして、平成5年度に整備を行ったものでございまして、園内の菖蒲の種類については、エゾ系とか肥後系とか伊勢系とか11種ぐらいの2万株を植栽しておるということで、毎年5月から6月下旬に大きなきれいな花を咲かせているということでござい

まして、現在これは建設課の道路維持補修班で行ってまして、一部はシルバー人材にも委託をして、なかなか専門的な知識が大村のようにないわけでございますので、試行錯誤しながら管理を行っているということで、これは今議員が御指摘がありました、この株分け作業を行うについても、やはり花咲き具合とか色がムラが出たり、いろんな面でなかなか難しいということで、こうした対応をやはり専門的な知識が要するというか、専門家の助言とか技術的な支援が必要と考えておりまして、また、御存じのように根腐れ病が発生いたしまして、一度は全滅したことがあったということで、そのときのことを議員がおっしゃっているように、大村市さんから花菖蒲の管理について話を聞きながら、相談をしながら株分けをしていただいたこともあるということで、やはりこれもなかなか難しいわけございまして、長年繰り返しているのは大変難しいということで、一番いいのはやはり大村市さんもそうですが、民間の造園業者等に業務委託をすればいいわけでございますけれども、これも多額の費用が、お金がかかるということで、やはり現在のところ、これまでどおりの管理を継続しているということでやっていかなきゃならないと思っていますので。今、先ほど申しましたように、産業経済課ではなくて企画商工課のほうですね、いろいろな施設の利用をやっていきますので、今回の祭りも企画商工課がやっているわけございまして、そういうことで全部皆さんと連携を取りながら、やはり菖蒲園についてまた内外にも宣伝をさせていただくということで考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

その企画商工課ですするというのは分かりますけれども、お祭りはですね。ところが何でもそうですけれども、お祭りは盛大にやられるわけです。しかし、そういったお祭りの主役といえますか、今度の場合は菖蒲ですたいね、菖蒲は本当に今作業班の方でやられていると言われますけれども、本当によくやっておられるんですよ。やっておられるから、もう一つ、大村市さんのあたりに勉強にいて、そして教えてもらって、町長が一声、町長が大村市さんとの交流について話してもらって、そして職員も一緒に誰か行って研修させてもらったらどうですか。

大村市さんの中には、公園課で菖蒲園の係がおられます。それでちゃんと丁寧に教えてもらえます。そうしたことで、取得をすることで、やっぱり皆さんにもうきれいな菖蒲を見てもらえるってということで、ぜひそういった交流の場を町長につくってもらって、そして職員でも作業班の方でも行けば分かります。そして、教えてもらえます。

それと、品種的なものも、株分けっていうのは全部株分けして全部植えるわけではなかですよ。やっぱりその中には余る苗ちゅうのもたくさんありますので、よかったですら相談をしてもらって、花の種類を増やして、そしてお祭りをやってもらえば、また一段と県北に佐々町の菖蒲ありというふうになるんじゃないでしょうか。

そして、大村市さんについても、ずっときれいに咲いているわけじゃないんですよ。1回、大村市さんが咲かんやったことあるんですよ。それをカバーするために佐々町の苗を用意したこともあるんです。ところが、何とか足りたからいいですよってということでやらんやっただけで、そういうことで、菖蒲についてももう少し力を入れて、そして、やることでみんなが気持ちよくなるんじゃないですか、花を見ればですね。

そういうことで、菖蒲についてももう少し、町長も大村市さんとも交流はあられると思いますので、何かの機会にそうして、来年度から勉強をしてもらえばと思いますし、今からでも株分けはされます。そして、だんだん佐々町の株分けが遅くなっております。もう夏過ぎてからやったりとか、そういうことになるとだんだん花が小さくなります。ですから、そこを言ってい

るわけですよ。花を小さくしない、2年目の株分けのところが一番きれいな花が咲きますので、そういうことでよろしく願いいたします。

次に移ります。次に、桜についてであります。神田工場団地の法面に植栽されている桜について、以前質問をした際に、多くの桜の種類があるので名札をつけたらどうかと質問をいたしました。そして、つけるようにしますということでありましたが、今は何もついていません。

そういうことで、そこで地域の皆さんがその名札を設置しようということになりまして準備を進めておられます。総数160本前後あると思います。それから、品種が32あります。そういう作業を進める中で、管理はどこがするのかということです。建設課なのか企画商工課なのかほかにあるのか、お答えください。

地域の方がそういった作業をされているのをですね、草ぼうぼうというわけにはいかんでしょう。そういうことで、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

桜の維持管理につきまして、神田町内会の皆さん方には大変御協力をいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思っています。

先ほど、質問がありました神田工場団地の法面の維持管理で、桜の維持管理っていうか、担当は建設課になるわけでございます。それから、工場団地の法面の草刈りについては、予算を計上しながら対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

法面の管理は企画商工課ですか。草刈りをされるんですか。建設課が桜の管理をするんですか。そうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

町内に、いろんなところに桜が植えてありますけれども、その分の桜全体の管理は建設課がしているんですけれども、今おっしゃいます神田団地のところにつきましては、底地が企画商工課の行政財産となっておりますので、その分で企画商工課のほうで草刈りをするっていう、予算を立てて草刈りをするということなんですけれども。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことであれば、お互い建設課、企画商工課が手を取って、桜の管理をしてもらいたいと思います。それで、その法面の桜については、多くの名木があるんですよ。それを、例えば、兼六園にある兼六園熊谷もありますし、奈良県の、奈良の指定の奈良の八重桜ちゅうの

もあります。それから、日本さくらの会の佐野藤右衛門さんがつくられた桜も育てられたヤダケムラサキザクラ、そしてピンクから白へと変わるイチヨウザクラ、京都のミクルマガエシ、それから北海道でつくられたベニユタカなど、多くの名木があります。そういった名木を観光に活かしたらどうかということ、名前をつけて、そしてPRしたらどうかということ、思っているんですけど、どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、桜が工場団地の法面にたくさん名木があるということで、様々な品種があるわけでございます。議員がおっしゃるとおり、適切に管理する必要があると思います。それから、観光に使用できるのかどうかということ、十分に検討しながら、やはり地域の皆様の力を借りながらちょっとよく検討をさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それで、ほかの地区でもたくさんあるんですよ。皿山公園、千本公園にもそういった桜があります。千本公園には、日本桜守の佐野藤右衛門さんがつくられたサノザクラちゅうのものもあります。そういうことで、やはり平成16年、17年に千年桜の里で植えられた桜を、今どんどん太くなっていますので、大きくなっていますので、それを活かした観光も考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それから、九州には1本も桜で名所ができているところがたくさんあるんですよ。その中の一つに、熊本の一心行の大桜、これは、樹齢400年と言われております。それは、山桜です。それから、長崎県では波佐見町のしだれ桜、これは一重ですけども、樹齢100年と言われております。近くで、平戸市の慈眼桜、これは樹齢が140年です。それは、オオシマザクラに近い品種だと言われております。

そこで、その三つの品種をこの佐々町にも植わっております。そして、条件を満たす桜があれば、それを育てていけば、一本桜があっちこちでできるようになっています。

でも、今、それを即せろというのは無理です。それを探するのに何年かかかるでしょう。そして、我々もそう長く生きませんので、100年をめどにいうと大変と思いますが、そういったことから一本桜っていうのは残って大きくなっているんですから、それを今ある中で選んで管理をするような形にすれば、皿山桜もできますし、神田にある桜もできるんですよ。

そういったことで、それは町長にせろっていうのは無理ですから、私が議員を辞めてからでもちょっと考えたいなと思っております。そういうことで、植えられた桜を大事に観光に結びつけるようなことをやってもらえばいいんじゃないかなと思います。

それから、桜について、もう一つ、もう一回、前も質問をしたことがあるんですけども、今度、西九州道路が4車線、佐世保大塔間が4車線で令和9年開通、そして佐々松浦間がもうそれに準じて開通するようになります。そうしたときに、その桜堤の真上を通るわけですね、橋ですね。そうしたときに、そのまま黙っておくと通り過ぎて松浦まで行ってしまいう可能性も平戸まで行ってしまいう可能性もありますので、そこに足止めするための桜として、今、河津桜が植わっていますので、その桜がまだ、行ってみたら30本から50本植わりますよ、苗で。そ

うすると、そこを植えると、もう必ず、見に降りらんばってというような感じになりますので、咲きほこればですね。そして、大体もう5年ぐらいで、苗を1年育てて5年ぐらいでもういちよ前、花咲きます。ですから、西九州道の開通に間に合うわけですよ。どうですか、そういうことをやってみようと思いませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の橋本議員がおっしゃっていますように、西九州自動車道が延伸した場合、やはり佐々町、素通りされる可能性っていうのは確かにあるわけです。そういうことで、それをしないようないろいろな施策を打っていかねばならないっていうわけでございます。

桜だけではなくて、桜は今、佐々川通りに、佐々の河川通りに河津桜が咲くように、今たくさんなっていて、それを植え替えるっていうことはまだもうないと思うんです、まだですね。我々としましては、何十年もまだ、今からあの桜は大きくなると思うんですよ。どこかでこう朽ち果ててくるかも分かりませんが、残るわけですね、何本かは必ず、桜の大きいのはですね。だから、そこで名物が出来上がって、やはり、新しい観光地にもなるかも分かりません。

議員がおっしゃるとおり、やはり、桜を活用しながら素通りされないようなといいますか、ないようなまちづくりっていうのは、我々もやっていかなきゃならないと思っていますので、皆さん方の御協力を得ながら活性化のために、町の活性化をやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

私が言っているのは、今、空いているところが桜堤にあるんですよ、法面とか。それを50本ぐらい、30本から50本は植わりますよ。そういうことで、そこに今植えたら、西九州道路の開通のときに間に合いますよ、咲きますよっていうことを言っているんですよ。

そういうことで、何年もたてば河津桜も大きくなって、静岡の河津町の桜みたいに、管理状況によってはなります。しかし、今の状況ではあまりならないと思います。

ついでに言いますが、しだれ桜、真竹谷、あれはもうものにならんですよ。そのまましとつたら。そういうふうに私は感じます。

そういうことで、できたらあそこに30本ぐらい苗を買って、1年苗床に置けば大きくなるんですよ、どかんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

空いているところはあったですかね。私いつも土曜、日曜はあそこを全部歩いています、いつも。空いているところあったかなと。（橋本議員「法面空いてますから。」）

法面はいいんですけど、多分法面については、防災上の観点からなかなか厳しくてっていう話をちょっとお伺いしましたけど。それはちょっとお伺いしましたけど、ちょっとその30本植え

る場所があるかな。ちょっと私は、いつも土曜、日曜歩いているんですけど、分らないですね、ちょっと場所が分からないので、申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）  
しばらく休憩します。

（13時36分 休憩）  
（13時37分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

場所は分かれたと思いますので、せっかく西九州道も通るし、そこの真下に河津桜が植わっていますので、それにボリュームをつけるために、内側の法面に植えたらどうですかと、5年後には、開通するときには間に合いますよということ言っているんですよ。それはもう今すぐ返事をしろとは言いません。課内で考えてもらって、そしてできたらそういう方向に行ってもらえればと思います。

そういうことで、私の質問は終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。  
しばらく休憩します。

（13時38分 休憩）  
（13時50分 再開）

— 日程第3 議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件  
日程第4 議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
これから、議案の上程を行います。  
質疑、討論、採決の順で進めていきます。  
産業建設文教委員会に付託された事件の日程第3、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件、日程第4、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件、以上の2件を一括議題とします。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
すみません、議案第26号の佐々町営住宅条例等の一部改正の件について、差し替えをお願いしたいと思っております。  
この表紙につきまして、開会前、先ほどお話がありましたように、提案理由の中で、平成9年佐々町条例「第25条」と前書していたと思います。これを「第25号」に大変申し訳ございま

せん、訂正をしていただければと思っております。

よろしいでしょうか。大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

お諮りします。ただ今の報告どおり、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件、提案理由の中で一部訂正があるとのこと。先ほど差し替えを配付させていただきましたが、訂正することに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、そのように取扱いをさせていただきます。

それでは、産業建設文教委員長からの報告をお願いいたします。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇）

**産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）**

産業建設文教委員会の長谷川です。委員長をしております。

では、産業建設文教委員会が3月に付託を受けました審査報告について報告します。

本委員会に付託された事件について、審査結果を佐々町議会会議規則第77条の規定により報告します。

付託審査は、1回目が令和4年4月19日の火曜日、午前10時に行いました。佐々町役場、第1会議室です。

出席委員は5名で、全員出席及び議長も出席していただきました。

事件名は、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件であります。もう一つ、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件、この2件でありまして、第1回目の審査は、まずはじめに委員のみで行いました。

委員より、議案第25号に対する修正案について提案がありました。別途資料の新旧対照表が修正案です。

この修正案については、3月定例会での質疑内容を捉え、他の自治体を参考に、地方自治法施行令に規定してある条文を記載するなどの案が提案されました。他の委員からは、法律用語の確認などがあり、修正案については、案のとおり執行へ提出することになりました。その後、改めて執行に出席をいただき、修正案の説明を行い、委員会の修正案を参考にさせていただくことで継続審査となりました。

付託審査2回目。令和4年5月20日の金曜日、10時より佐々町役場、第1会議室で、出席委員は5名、全員出席でした。及び議長です。

事件名は、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件であります。

第2回の審査は、委員会の修正案を基に修正をした分について、執行より説明を受けました。議案第25号 佐々町私債権管理条例制定については、次のとおりです。

第5条の見出しを、「台帳の整備」から「債権管理台帳の整備」に修正。

第8条は3月議会にて督促手数料の徴収は必要ないとの指摘もあり、住宅使用料を集中して取り組むということで、第8条を削除。この第8条の削除に伴い、遅延損害金の第9条が第8条となり、同条中の第7条を前条に修正。

次に「強制執行等」については、条ずれにより第10条を第9条に、同条中の次条を第13条に、第12条を第14条に修正。



次に、第10条に「専決処分」、第11条に「履行期限の繰り上げ」、第12条に「債権の申出等」の条文を追加しました。

次に「徴収停止」については、条ずれにより第11条から第13条に、同条中に地方自治法施行令第171条の5に規定してあるとおりの1号から3号を追加。

次に「履行延期の特約等」については、条ずれにより第12条から第14条に、同条中に地方自治法施行令第171条の6第1項に規定してあるとおりの1号から5号を追加し、また、第2項として、地方自治法施行令第171条の6第2項の条文を追加。

次に第15条として、「免除」の条文を追加しました。

次に「私債権の放棄」については、条ずれにより第13条を第16条に、同条第1項の第3号にカッコ書きで、「債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。」を追加。また、第4号中、条ずれの分と令第171条の4を第12条に修正、第5号については、令第171条の5を第13条に、債権者を債務者に修正。それから第2項として、「町長は前項の規定により、町の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない」という文言を追加しました。

次に「委任」については、条ずれにより第14条を第17条に修正。

最後に附則については、施行期日を「令和5年4月1日」、経過措置については条ずれによる修正。

以上が、私債権管理条例制定の修正分となります。

あわせて、私債権管理条例の施行規則（案）について、第3条の債権管理台帳に債権の額や根拠法令などを記載するよう追加したとの説明がありました。

次に議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部を改正する条例については次のとおりです。

附則の施行日を「令和4年4月1日」を私債権管理条例にあわせ「令和5年4月1日」に修正をしました。

以上の修正分について説明を受け、修正案として審議をしました。

議案第25号に対し、委員から、第8条にある遅延損害金の法定利率は今幾らになっているのかとの質疑があり、執行より、法定利率は民法のほうで3%になっているとの回答がありました。

本議案につきましては、まず修正案について採決を行い、採決の結果、全会一致で可決し、次に修正議決した部分を除く原案について採決を行い、採決の結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第26号に対しては、委員からの質疑はありませんでした。

本議案につきましても、まず修正案について採決を行い、採決の結果、全会一致で可決し、次に修正議決した部分を除く原案について採決を行い、採決の結果、全会一致で可決しました。

以上で、産業建設文教委員会へ付託された、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件、2件についての報告を終わります。以上。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

それでは、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから、議案第25号 佐々町私債権管理条例制定の件の採決を行います。  
委員長の報告は修正可決です。  
はじめに、修正案について採決を行います。  
修正案について可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、修正案は可決されました。  
次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について採決を行います。  
お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。  
これから、議案第26号 佐々町営住宅条例等の一部改正の件の採決を行います。  
委員長の報告は修正可決です。  
はじめに、修正案について採決を行います。  
修正案について可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、修正案は可決されました。  
次に、ただ今修正議決した部分を除く原案について、採決を行います。  
お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されまし

た。

— 日程第5 議案第51号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第51号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

資料を添付させていただいております。右方に、令和4年6月定例会、議案第51号、保険環境課・水道課資料とさせていただきます。右方に、令和4年6月定例会、議案第51号、保険環境課・水道課資料とさせていただきます。

この議案につきましては、提案理由にございますように、佐々クリーンセンターと、それから、し尿等前処理施設で、保険環境課と水道課、両課にまたがる条例改正となっておりますので、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

お配りしております資料につきましては、全員協議会で配付させていただいたものとはほぼ同じ資料となっておりますので、説明につきましては概略を説明させていただきたいと思っております。

まず、今回、3月議会において御指摘いただきましたこの佐々クリーンセンターとし尿等前処理施設の発注にあたりまして御指摘いただきましたことについて、種々研究、それから検討をさせていただきました。その結果、こちらの資料のまず最初に記載しておりますコンストラクションマネジメント、こちらを導入するということ考えているところがございます。そして、さらに、事業者の選定につきましては総合評価方式、価格のみの競争ではなくて、総合評価方式で選定をするということにいたしております。

コンストラクションマネジメント業務の内容としましては、こちら、1番の業務の目的のところの真ん中付近に、CM業務の内容として①から⑥まで記載をしておりますような業務の内容を委託をするというふうなことになります。この委託する内容の中でございますように、総合評価方式で行うことについての様々な支援もいただくというふうなことを想定しております。

2番としまして、今申しましたとおり、総合評価方式でこの事業を実施し、事業者選定を行うというふうなことにしております。

委託期間につきましては、7月の下旬から11月の下旬ぐらいを想定をしております。この事業を行います総合評価方式を行うにあたりまして、附属機関の設置に関する条例、こちらに委員会の設置というものを位置づける必要がございますので、今回、条例改正の提案をさせていただいているということになります。

以降のページにつきましては、2ページ、3ページ、4ページ、こちらにつきましては、全員協議会のときには配付をしておりますが、3月議会の折に配付をさせていただきます。

した廃棄物処理施設の建設工事等の入札契約の手引から抜粋をさせていただきましたCM方式についてというページ、こちらを抜粋をしてつけさせていただいているところでございます。

以降、5ページにつきましては、この事業を実施していくにあたり、スケジュールの変更というのが生じます。ただ、クリーンセンターにつきましては、スタートがこの総合評価方式を導入することに伴いまして、工事についてはスタートは後ろ倒しになりますけれども、供用開始については令和7年4月というところは変わらないというふうなことでございます。

それから、7ページにつきましては、あともって議案で提出される補正予算の内容ということになっております。

続きまして、同じく、し尿等前処理施設のほうが8ページですけれども、こちらについてもスケジュールの変更がございます。こちらにつきましては、総合評価を行うにあたりまして、同じようにスタートが遅れます。そして、供用開始につきましても、もともとの想定は令和6年の4月1日でございましたけれども、今のところ、令和6年の12月供用開始ということで、全体スケジュールが少し後ろ倒しになるというふうなことでございます。

同じく10ページでございますけれども、こちらがし尿等前処理施設にかかります補正予算の内容を記載をさせていただいているところです。

あと、11ページ以降につきましては、佐々クリーンセンターの分、それと、し尿等前処理施設の分の総合評価の審査委員会の設置要綱の案をそれぞれつけさせていただいております。

こういう流れで、今回ももとの想定からちょっと方針を切り替えまして事業を執行をしていきたいということでございまして、先ほど申しましたように、今回、附属機関の設置に関する条例の一部改正を行わさせていただきたいと考えておるところでございます。

議案書をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加えるということで、この表の別表の第1条関係の表を全体を載せさせていただいておりますが、めくっていただきまして4ページを御覧ください。

4ページの下の方に、まず、附属機関といたしまして、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事総合評価審査委員会、担任する事務としまして、佐々クリーンセンターの基幹的設備改良工事の総合評価入札実施に係る落札者決定基準、技術審査（評価）等に関する事務をまず追加をさせていただいております。それから、附属機関としまして、し尿等前処理施設建設工事総合評価審査委員会、担任する事務として、し尿等前処理施設建設工事の総合評価入札実施に係る落札者決定基準、技術審査（評価）等に関する事務、この2つを追加をさせていただいております。

5ページになります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから採決を行います。

議案第51号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第52号 工事請負契約締結の件  
（令和4年度 大新田排水機場3号排水ポンプ等補修） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第52号 工事請負契約締結の件（令和4年度大新田排水機場3号排水ポンプ等補修）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第52号 朗読）

中身につきましては、農林水産課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

それでは、次のページをお願いいたします。

工事名、令和4年度大新田排水機場3号排水ポンプ等補修。

工事概要、排水機場3号排水ポンプオーバーホール一式、自家発電機設備オーバーホール一式、電気制御部品取替・更新一式、真空配管布設替え一式。

契約方法、指名競争入札による落札者と契約。

契約金額、1億2,375万円、うち消費税1,125万円。

契約相手人、福岡県福岡市南区大楠2丁目12番12号、蔵田工業株式会社、代表取締役、蔵田崇晴。

工期、自、契約確定の日、至、令和5年3月23日。

提案理由。本工事を令和4年6月7日入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第2条

の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、資料を御覧ください。

この大新田排水機場の補修につきましては、令和2年度から大新田の排水機場の機能保全計画によりまして補修を行っているわけですが、今年度、4年度が最終年度となっております。今年度につきましては、この平面図の中央部の赤線で示している部分が補修の予定をしているところでございます。

次に、写真を載せておりますけれども、まず、①の3号排水ポンプでございますが、補修の内容といたしましては、主ポンプと減速機及びディーゼルエンジンの分解整備を予定をいたしております。

それから、②の自家発電機でございますが、これにつきましては、ディーゼルエンジン部の分解整備の予定をいたしております。

それから、③でございます。電気制御につきましては、ブレーカー等の取替えを予定をいたしております。

それから、④の真空配管につきましては、管路にさびが生じていることによる布設替えの補修を予定をいたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

ちょっと確認したいこと。補修工事ということで特殊な業種にもなってくるかと思いますが、契約金額も1億円を超える補修ということで、契約方式について指名競争というふうな取扱いがなされております。広く競争を求めて安価にできないかという。一般的に最近では一般競争入札等々が用いられているなか、あえて指名競争にされたというのはこういった意図があらわれるのか確認をしておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

現在まで経験があらわれるってということと、専門的なところってということで指名をいたしました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

今後も大型事業等考えられる状況です。特殊性も考えられて、県内及び町内にそういった業種の方がどれだけいらっしゃるか、私も定かでないなかで質疑をしているんですが、広く競争を求めて、やはりこういった財政状況の下、品質は確保したなかでなるべく財政投資を抑える方策としては、昨今の各自治体の状況を見ると、制限付の一般競争や一般競争っていうのが主流ではないかなというふうに私自身感じておるもので、今後の取扱いもどのようになされるの

かを含めて、再度、再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今御意見を頂きました御意見を参考としながら、今後検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 工事請負契約締結の件（令和4年度大新田排水機場3号排水ポンプ等補修）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

（14時22分 休憩）

（14時32分 再開）

— 日程第7 議案第53号 令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第53号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第53号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額7,290万8,000円、計11億9,760万7,000円。2項国庫補助金、補正額7,290万8,000円、計4億6,498万4,000円。

15款県支出金、補正額490万円、計6億2,833万3,000円。2項県補助金、補正額490万円、計2億3,941万1,000円。

17款寄附金、補正額100万円、計2億1,000万2,000円。1項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額2,860万9,000円、計6億9,003万1,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額335万5,000円、計1億952万6,000円。4項雑入、補正額335万5,000円、計5,852万円。

21款町債、補正額190万円、計16億6,830万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額1億1,267万2,000円、計83億9,451万9,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出。2款総務費、補正額270万4,000円、計21億9,284万円。1項総務管理費、補正額270万4,000円、計20億1,917万9,000円。

3款民生費、補正額40万円、計20億9,495万4,000円。1項社会福祉費、補正額40万円、計10億973万4,000円。

4款衛生費、補正額848万4,000円、計9億1,041万7,000円。1項保健衛生費、補正額23万円、計5億1,508万1,000円。2項清掃費、補正額825万4,000円、計3億8,732万8,000円。

6款農林水産業費、補正額350万円、計3億4,885万円。1項農業費、補正額350万円、計3億4,372万4,000円。

7款商工費、補正額8,604万9,000円、計1億8,529万円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額703万5,000円、計9億4,006万7,000円。3項河川費、補正額35万円、計986万5,000円。5項都市計画費、補正額668万5,000円、計3億8,232万5,000円。

10款教育費、補正額450万円、計7億9,325万8,000円。1項教育総務費、補正額450万円、計9,155万9,000円。

歳出合計、補正額1億1,267万2,000円、計83億9,451万9,000円。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

変更。起債の目的、一般補助施設整備等事業債、農業水路等長寿命化・防災減災事業、補正前限度額3,590万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行。

利率、年2.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。



補正後限度額3,780万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

これについては、大新田の排水機場のポンプ補修の分でございますけれども、県の補助金の追加内示増額の見込みによりまして、この地方債についても増額の計上をさせていただいております。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、割愛をさせていただきます。

5ページ以降をお願いいたします。

今回の6月補正につきましては、例年どおり緊急でやむを得ない理由、また、当初予算で対応できなかったもののみということで計上をさせていただいております。

その中で主なものとしましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応としての臨時交付金を活用したコロナ対策の事業、それから、先ほど議案第51号にもありました関係分でございますけれども、佐々クリーンセンターの基幹的設備改良事業と、し尿等前処理施設建設工事発注事務に係るアドバイザー業務委託料等の予算計上が主なものとなっております。

5ページの歳入でございます。上段に14款の国庫支出金、5目と8目、商工費と教育費の国庫補助金でございます。地方創生臨時交付金をそれぞれ計上いたしております。2つ合わせまして交付限度額として国から示されております7,373万4,000円が、国から交付の限度額ということで通知を受けております。これについては、人口や感染状況等を基礎として算定されておりました、今回は全国で8,000億円が交付されているという状況になります。

それから、6ページをお願いいたします。上段の18款の繰入金でございます。下水道整備基金繰入金ということで668万5,000円、これについては、下水道事業会計の補助金の分でございますけれども、し尿等前処理施設の建設事業の関係の分でございます。

それから、その下、財政調整基金繰入金ということで2,192万4,000円ということで、これについては、財源不足分の取崩しを計上をさせていただいております。

税財政課のほうからは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

恐れ入ります。5ページのほうを開けていただければというふうに思います。

14款国庫支出金の1目総務費国庫補助金の説明欄のところの一番上ですけども、デジタル基盤改革支援補助金（2分の1）減額の198万円というふうにあります。これにつきましては、その下の6ページになりますけれども、20款諸収入のところ雑入で、説明欄の3行目になりますけれども、デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業2分の1）ということで、236万5,000円というふうな計上をさせていただいております。当初予算編成時の折には、国庫補助金として計上しておりました。その後、事務を進める中で、国庫補助ではなくJ-LIS、いわゆる地方公共団体情報システム機構のほうから直接交付されるということが分かりましたので、今回予算の組替えをさせていただいたところでございます。

それから、198万円が結果236万5,000円ということで、38万5,000円増えておりますけれども、これにつきましては、オンライン申請を住民の方がなさる中で、LGWANという総合行政ネットワークを経由して町のシステムに入ってくるわけですけども、そのLGWANと町のシステムにつながる部分でのセキュリティの関係で、庁内ネットワークの改修費用が必要になるということが、また当初予算編成時後に判明したものですから、2分の1補助金の38万5,000円を増額する形で236万5,000円を計上させていただいているところでございます。

それから、すみません、めくっていただきまして、7ページのところになりますけれども、今、

御説明させていただいた分が、2款総務費の8目電子計算費、一番上のところになりますけれども、委託料268万4,000円ということで計上させていただいておりますけれども、この内数として、今、御説明させていただきます77万円がオンライン申請に係る分の庁内ネットワークシステム改修分ということになるところでございます。

それから、同じく7ページの中ほどになります民生費の3目老人福祉費でございます。敬老祝金40万円ということで計上させていただいております。これにつきましては、3月議会の際にも御説明をさせていただいたんですけれども、敬老年金を節目支給というふうな形で、77歳の方に1万円、88歳の方に3万円、99歳の方に10万円ということで見直しを行い、また、100歳の方には記念品をお渡しするというふうな説明をさせていただいたところでございます。その際に御指摘をいただき、今年度に100歳になられる方に対するお祝い金がないというふうなこともございましたので、今回、これまでの、昨年度までの100歳の方にお支払いする8万円という部分を、今回対象となるのは5名いらっしゃいますけれども、5名の方の分を予算を計上させていただいて、先に説明をさせていただいたように、100歳になられた方の記念品としては、今回令和4年度からスタートしておりますので、その記念品をお渡しするように考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

多世代包括支援センター長。

**多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）**

多世代包括支援センター所管の予算について説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳入予算につきましては、14款2項1目、1段目の総務費国庫補助金、説明欄にあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（10分の10）、92万4,000円と、その下の3目衛生費国庫補助金23万円が、4回目のワクチン接種に係る補助金となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出予算につきましては、2款1項8目上段の電子計算費、説明欄にありますソフトメンテナンス業務委託料268万4,000円のうち、92万4,000円が4回目のワクチン接種システム改修に係る分となります。

また、同じく7ページの下段、4款1項13目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、説明欄にあります接種会場設備リース料23万円が対象事業費となります。

今回の補正予算は、4回目ワクチン接種に係る費用について、現計予算と執行状況を確認した上で、不足するものを計上させていただいております。先にも説明しましたとおり、4回目ワクチン接種に係りましては、個別接種は既に始まっており、集団接種につきましては、診療所において7月からを予定しております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

保険環境課長。

**保険環境課長（宮原 良之 君）**

それでは、予算書の8ページを御覧ください。

4款2項2目の塵芥処理費でございます。まず、1節の報酬でございますが、先ほど議決をいただきました附属機関の設置に関する条例のほうで、水道課長のほうから説明をしていただ

きましたけども、佐々クリーンセンターの基幹的設備改良工事に係る総合評価審査委員会の外部委員報酬として、日額1万5,000円の2名分、4回の会議開催を予定し、補正額12万円を計上しております。この外部委員につきましては、地方自治法施行令の規定により、学識経験を有する者2名以上を選任する必要があり、環境衛生分野の識見を有される大学教授等の人選を予定しているものになります。

その下、8節の旅費でございますけども、同じく総合評価審査委員会の外部委員の会議招集に伴う交通費の費用弁償として、1回当たり4,200円の2名分、4回の予定で補正額3万4,000円を計上しております。

その下、12節の委託料になります。佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事発注事務に係るアドバイザー（CM）業務委託料ということで、補正額810万円を計上しております。予定業務といたしましては、昨年度の発注業務で作成しました発注仕様書の精査業務、それから、公募型総合評価方式での請負事業者決定に向けた事務支援、それから、アドバイザー業務を予定したものになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

## 議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

## 企画商工課長（落合 健治 君）

企画商工課所管分の説明をさせていただきます。

予算書の5ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目商工費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7,007万円を計上しております。こちらは、後ほど御説明させていただきます生活応援商品券事業費の財源としております。

同じく5ページの一番下段でございます。17款寄附金、1項寄附金、2目教育費寄附金でございます。まち・ひと・しごと創生寄附金ということで、こちらは、昨年12月に募集を開始いたしました企業版のふるさと納税に係る寄附金でございます。4月25日にアリアケジャパン株式会社から御寄附を頂いております。先方から、総合戦略の基本目標1、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、町の未来を担う人材を育成する事業に充てるよう指定がっておりますので、今回、教育費に充当をしております。

9ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、9目生活応援商品券事業費でございます。こちらにつきましては、予算書と合わせてお配りしております議案第53号企画商工課資料を御覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

生活応援商品券事業についてということで、目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域経済の活性化と生活者支援を目的とした生活応援商品券を発行するものがございます。今回、商品券は、配布型と購入型の2種類を考えております。5月20日の産業建設文教委員会におきまして、購入型につきましては御説明をさせていただいておりましたが、配布型について御説明をさせていただけておりませんので、今回御説明するとともに、購入型につきましても、委員会の際にいただいた御意見を踏まえまして一部変更としておりますので、改めて御説明をさせていただきます。

配布型につきましては、1セット500円掛け6枚、3,000円の商品券を全ての住民の方に配布する事業でございます。

購入型につきましては、先の委員会の折には、1セット5,000円の商品券を4,000円で販売するという御説明をさせていただいておりましたが、価格を下げられないのかという御意見をいただきましたので、内部で再度検討をいたしまして、1セット500円掛ける5枚、2,500

円を2,000円で販売することとしております。プレミアム率については、委員会の折に説明をいたしました25%と変更がございません。

配布型につきましては、1万4,200セット発行を予定しております。配布数はお一人につき1セット。購入型につきましては6万セットを発行いたしまして、お一人様4セットまで購入できるような形にしたいと考えております。

販売場所につきましては、商工会事務局を予定しておりますが、別途特設会場を設置して販売をする予定としております。

使用可能店舗につきましては、町内に事業所、店舗を持つ事業者、商工会会員でなくても可としております。使用不可商品といたしましては、ビール券、図書券等換金性の高いもの、たばこ、公共料金等には使えないこととしております。

事業規模につきましては、配布型商品券が1万4,200セット掛ける3,000円ということで4,260万円。購入型商品券、プレミアム額が500円となりますので、500円掛け6万セットの3,000万円。こちらが予算書でいきますと、18節の負担金、補助及び交付金の7,260万円となります。

それから、業務委託料、こちらにつきましては、佐々町商工会へ店舗の募集、商品券の発行、販売、換金等、一式業務委託を予定しております。委託料につきましては、1,012万6,000円を予定しております。購入引換券発行事務費といたしまして、消耗品費、封筒等の印刷製本費、商品券購入引換券の郵送料として332万3,000円を計上しております。事業規模としての合計は8,604万9,000円となっております。

今後のスケジュールでございますが、6月下旬に参加店舗の募集を行いまして、8月中旬、商品券（配布型）及び購入引換券を送付を予定しております。それから、9月3日の土曜日に、先ほど御説明いたしました特設会場を設置いたしまして、販売をしたいと考えております。商品券の使用開始につきましても、販売開始の日を予定しております。参加店舗につきましては、随時募集をかけていきたいと考えております。11月30日まで商品券（購入型）の発売を行いまして、来年の1月31日まで商品券の使用を行っていただければと考えております。

企画商工課からの説明は以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

すみません、歳出の7ページを御覧ください。

2款1項12目庁舎建設事業費、金額は2万円と少額ではございますが、開発行為変更許可申請手数料ということで6月の補正で計上させていただいております。庁舎建設に係る開発行為、本申請につきましては、昨年の11月30日に進達を行いまして、今年の今年3月2日付で県からの許可通知を受理いたしております。令和4年度の開発行為に関連します庁舎別館の解体工事、それから新庁舎建設工事の2件分につきましてはですけれども、入札執行に伴う工事施工者が決定次第、既に開発行為を受けていた計画に対しまして改めて変更手続を行う必要があったということで、これを令和4年度予算に当初予算計上漏れということで失念をいたしておりました。大変申し訳ないんですけれども、この2件分、各1万円でございますけれども、今回6月の補正予算にて計上させていただいております。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

**教育次長（井手 守道 君）**

それでは予算書の10ページをお願いいたします。

特定財源、その他のところに100万円というふうにございます。こちらは予算書5ページ、先ほど企画商工課長のほうからもございました、まち・ひと・しごと創生寄附金の100万円でございます。こちらは当初予算にも載っております学力向上対策事業に充当をさせていただいておりますのでございます。

それでは、説明の学校給食物価高騰対策事業費補助金でございます。450万円です。こちらは財源にもありますように、国庫支出金ということで、5ページの歳入予算、5ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の物価高騰対応分を充当させていただいております。産業建設文教委員会のほうで御説明ができておりませんでしたので、資料のほうをつけさせてもらっております。右肩に教育委員会資料というふうにつけております。こちらのほうをよろしくをお願いいたします。

目的についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）でこれを活用し、高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った学校給食の実施を目的としたものでございます。

資料中ほど、事業概要のほうをお願いいたします。学校給食費の10%を物価上昇分として見込んで、各学校の給食会計へ補助するものでございます。3行下になります。1食単価に対する物価上昇分10%の額に2学期からの給食回数を掛けて算定をしております。

その下です。小学校分になります。1食単価240円に10%を掛けまして、それから2学期の給食回数125回、それから児童分の990名で約300万円となります。中学校分になりますが、1食単価290円の10%に125回を掛けまして生徒分407名分を掛けて150万円、合計で450万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

農林水産課長。

**農林水産課長（金子 剛 君）**

予算書の8ページをお願いいたします。

6款の農林水産業費、1項の農業費、9農地費でございますが、この予算につきましては、大新田排水機場の建屋工事の修繕料でございます。この補正につきましては、資材価格の高騰により増額をさせていただいております。

以上でございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

建設課長。

**建設課長（山村 輝明 君）**

建設課ですけれども、9ページをお願いいたします。

8款土木費、3項河川費、3目の河川改良費の工事請負費ですけれども、市瀬地区におきまして、水路が崩壊いたしまして上部の家屋に被害が出るおそれがあるということで住民通報がありましたので、その対策費用として応急工事で順手川の工事の部分を利用させていただくようになりましたので、その分として35万円を補正させていただいております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにないでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。  
これから質疑を行います。  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

3点ですけども、1点はワクチンの接種費用についての予算が計上されておりますけども、4回目のいわゆるワクチン接種については、先ほど説明があった分だけなんでしょうか。要するに人件費等を含めると金額的に何か少ないような気がしたんですが、合計でどれぐらいになるんですかね。前回と比べて何か少ないような印象なんですけども、確認です。

2点目は、生活応援商品券のことなんですけれども、今回、配布型導入というのはこれまであんまりなかったような気がするんですけども、導入された目的、経緯等についてももう少し詳しく説明をしていただきたいということですね。それでいわゆる地方創生臨時交付金が物価上昇等に対応するというようなことになっておりますが、そういう点で目的のところももう少し、何か従来と少し変わったような気がするんですけども、今回検討された内容について少し御説明いただきたい。

3点目は、同じく臨時交付金の中で給食材料に対する補助を増やすということでありましたけれども、いわゆる給食の材料単価が上がるということは次年度以降も当然続くわけですよ。そうすると財源の安定性という点でどういうふうに見通したらいいのか、この点についてのお考えがあれば伺いたいと思う。

以上3点です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

議員の御指摘にありました、前に説明した内容との相違等につきまして、総務厚生委員会、また産業建設文教委員会において説明させていただいた折に、6月の補正予算の見込み等につきまして、接種会場のリース料につきまして、当初委員会時においては170万円の予算を計上していたところだったんですけども、回数等、また精査をいたしまして、今の現計予算、また執行実績見込みをしっかりと精査したところ、23万円の補正予算の計上でよくなったということ。また、変圧器のリース料が不要となったことがありまして、ここの削除を行っております。

また、賃金等につきましては、当初予算の中で賄えるものと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

御質問がありました配布型の導入する目的と経緯ということでしたが、経緯につきましては、

5月20日の産業建設文教委員会におきまして4,000円で5,000円分の商品券を販売するということとお話をさせていただいておったかと思うのですが、その際に金額が高いのではないかとかっていう御指摘をいただきまして、その御指摘で2,000円で2,500円分をとということにしたんですけれども、同じ理由でもう少し配慮ができないかということで、今回配布型ということで住民の方皆様に3,000円分の商品券をお配りしようということになった次第でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

次年度以降の、すみません、給食材料費の高騰に伴うもので次年度以降の財源についてというところでございますが、次年度以降もこういった物価高騰が続くということであれば、予想ではございますが、もしかしたら国のほうもまた財源のほうをつけてもらえる可能性もあるかとは思いますが、そういったのがない場合、こちらについてはこれをしていくということになれば財政当局のほうにまた相談をさせていただきながら協議をさせていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

来年度の財源については、来年度になれば今年の会計が閉まった段階で幾らか、やっぱり給食費を値上げをせざるを得ないというような判断になるのではないかなと。教育次長が言いましたように、何らかの補助が行われるならば検討するということになるとは思いますが、物価上昇率が10%程度を見込んで今年度について補助をしようという考えでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ワクチンの件は分かりました。それから商品券の件についても前回の委員会での議論を踏まえてということでございますのでカットしたいというふうに思うんですけれども、全町民に配付するという形になると性格が少し変わってくるのかなと。いわゆる給付型という形になるのかなというふうに思うんですが、いわゆる全町民に物価高騰対策費用として3,000円支給するということは、いわゆる給付型ということになるので、何らかの例えば町税の減額とか、極端な例ですけれども、そういう考え方の問題として配布型というふうにするのがいいという理由について、町長、何かお考えがあればちょっと伺いたいなというふうに。今回、臨時交付金ということで国がそういったことを指定してきたからそれを簡単に使えばいいというだけのことではややないのかなという気がするのですけれども、そのあたりについて特別何かお考えがあるのかなということを伺いたい。

それから、3点目の給食費の補助については、内容は分かりましたけれども、ぜひ、いわゆる給食費の値上げ等にならない対応というのをぜひお考えいただきたいことは申し上げ

げておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つはやはり地域経済の活性化を目的としてやったわけでございます。それから御存じのとおり、物価が高騰しているということもありますので、それを地域で補っていただくということで配布型の3,000円ということで決定したということでございます。これは多分、委員会でもそういういろいろな、何にこう税金に充当していくとか何かいろいろお話が出たと思います。それで町としましては、この1セットの3,000円で1人当たり全部に配ろうということで庁内で決めたということでそういう方向で配布型ということで決定したつもりでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

所管事務調査のあれを読んでおったんですが、ちょっと具体的にこの予算の組立てが分からないものですから、総務委員としてちょっと質問させていただきます。

さっき言った生活応援商品券と学校給食の関係なんですけど、要するに、町長もさっき地域経済の活性化っておっしゃるから、なかなかこれはどういうことで活性化になるか私分からんものですから。要するに事業者の店を助けるために町民に配ってお金を使ってもらおうということ、両方兼ね備えているということでしょう。生活者の支援って書いてあるもんですけん、生活者は要るお金は全部要るんじゃないかと思うんですよね。食料費はですね。これからいって助かるのは事業者ですよ。商工会と一緒に取組まばできん事業だとは思いますが、この辺は一般の町民もあれば事業者の支援でもあるという考え方が取れるんじゃないかと私は思うとります。

一つ気になったのは、内容的には町長が政策としてこれをやると決められたからこれについて審議していくわけですけど、先ほど永田議員がおっしゃったように水道料金の基本料金を免除とか、町県民税を5,000円を減免というんですか、そういう分野の検討は執行部としてなさったのかということさっき課長のほうに永田議員はお尋ねになったと思うんです。金額が云々の問題じゃ私はないということです。どういう分野でこの臨時交付金を活用しようとなさったのかということも私も聞きたかったんですけども、それはこれに決まったということですから結構ですけども。そして私が思うのは、商工会、1,000万円近くは12%ぐらいになるわけですか、全体事業費の。これは一般財源でしょう。あまりに高い。通常ほかの市町村は5%ですよ。ですから課長にお尋ねしたいのは、商工会に委託業務の内容と町が行う仕事の内容をちょっと聞かせていただきたいということね。

それからあと給食費、給食費について先ほど同じことですけど、一旦すればやめられないわけですたいね。絶対値上げは今からしてくるでしょう。前段でどなたかの質問にあった消費者物価の上がるのは2%云々何とかとあって、黒田総裁も言って、国ではそこら辺で落ち着くだろうという想定をしているようですけどね。そしたらできたら、私は学校給食の決算書を見たことがありません。せめてこういう提案するなら給食会計の決算書を配付するとか、そういう丁寧な説明してもらわんと、言葉で10%しますよというても根拠がないもんですから、私判断



できないわけですよ。例えば去年の5月と今年の5月とその材料費の比較でも今からまだ時間4時までありますから、出してもらえんですか。決算書を出して5月のと。そうせんと根拠は分かんなんですよ。前、私、一般質問で給食会計については教育委員会で特別会計で経理をしないと不透明であるって質問したこと覚えていますか。ですからあと未収金が幾らあるか、そういうともありますね。そこら辺ははっきりしてこの分野にこういう補助をして公平性が保てるのかというのは、私、疑問持っていますから。あと要保護、準要保護、この方は国からのお金がかかるわけですたいね。その分の方についても町が補助をするというそこら辺の兼ね合いがどうなるかですね。くるんでしょう、給食費は。材料費。こないんですか、国から、要保護、生活保護の方。そこら辺の兼ね合いはどう検討なさったのか。いろいろたくさんあるとですよ。スケジュール的に生活応援商品券、スケジュール見たら上は6月下旬、下のほうは確定してますね、9月3日、この日は、これどういうことで分かるのかなと思ってですね。ですから、商品券ができる時期がどうなのか、そのスケジュールをどうなつんのかなと思ってですね。あと配布型にしてもいつを基準に、住民ですから住民基本台帳を基準になさると思うんですけど、いつの時点でそれを確定して配付するようになるのかですね。詳細なこの事業の組立て方がちょっと分からなかったものですから、そこら辺をちょっと分かるように、まずは説明していただきたい。

それから、この学校給食関係のは、これは保護者が負担するのは当然だということで学校給食法で書いてありますから、それは理解しておられますね。前段では無償化とか何か言う議員さんもおられますけど、それはそれで結構です。予算があれば。公平でやっていただければ私は何とも言いませんけど、未納者とか給食費、あそこの建物、調理員さん、修繕代、いろんなものが給食関係に関わっているから、特別会計できちんとしなさいって。例えば町長もまた言い出すかもわかりませんが、給食センターの云々ってうわさも流れますから、そうなった場合はちゃんと給食会計の特別会計を設置してはっきりしないといけませんよというのが言いたいわけです。ですから私が聞きたいのは、その根拠を示していただきたい。10%の補助をする根拠、給食費の食料材料費の内訳を。5分ぐらいで休憩取ってもらって用意してください。決算書と比較をしたい。10%上げる根拠。

議長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

御質問がありました商工会と町との業務の切り分けについてですが、まず町が行うのは商品券及び購入引換券の郵送でございます。商工会が行う業務でございますが、商品券の作成、販売、それから商品券の売上金の管理、それから業者から持ち込まれた商品券の換金一式になります。

それから、スケジュールにつきましては、申し訳ございません、ちょっと9月3日は決めておったんですけども、ここを目標にやっていきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、6月、明日以降、もし予算が通りましたならば、商品券の発注を行いたいと考えておりますが、商品券が前回のプレミアム商品券事業の際に、納品までに一月半ぐらいかかっております。それを考えますと、7月下旬から8月上旬の納品となりました、それからこちらで封入作業等を行いまして発送するわけになるんですけども、郵便局のほうから、今回配達証明的な、届きましたという確認が取れる郵便で送りますので、郵便局から2週間程度期間を頂きたいと言われておまして、そういったことを勘案しまして、9月3日の発売を予定をしておるものでございます。

それから、配布型の住民の方の基準日ですけども、現在のところ8月5日を予定をしておる

ところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

お尋ねの5月の決算の比較でございますけれど、5月はまだ出ておりませんが、4月の1食単価の決算は、大体、佐々小235円、口石小233円、佐々中294円と、大体1食単価、現在小学校240円、中学校290円としておりますけれど、その範囲内に収めていると。食材の上りが4月、5月というふうに行進しておりますけれど、今の時点では、食材の質を下げる、例えば牛肉であったのを豚肉にするとかそういったことで、与えられた中で、決算といいますか、給食を供給しているというのが現状でございます。今後、こういう値上がりが続いた場合、栄養価を担保できるのかどうかという大きな問題等が出てくるというふうを考えているところです。

また、10%の根拠でございますけれど、実際、非常に物価上昇、今後の予想を立てるというのが非常に難しいわけですが、学校給食会のほうから、食材の値上げというのが71品目ぐらいについて、それぞれ115%、130%、100%とずうっと数字が出てきております。しかし、これは量によって全体の価格がどうなるかというのがよく分からないわけで、この中から、主要な醤油、みそ、豚バラ肉スライス、ボイル大豆、塩、砂糖、揚げ油等を6品目等の平均をすると、大体12%ぐらいが上昇するであろう。また大きな根拠の一つとして、帝国データバンクが食品主要105社、6,000品目の値上げについて予想をしております。価格は平均で1割アップということで、6,000品目の中から予想値を出しておるところです。正確には、11%ではないかというふうに予想しているところです。

これによりますと、やっぱり5月ぐらいまでの値上げというのはそんなないけれど、6、7月、今後の値上げ幅がだんだん大きくなるのではないかという予想をされているところでございます。

今後の物価高の推移、また、費目別にこれは出すというのは非常に難しいところがございまして、肉を何キロ、これは何パーセント、何とかが何パーセントとやってやるのが非常に難しいところでございますけれど、現在、根拠としては帝国データバンクの1割、11%値上げというのを一つの根拠としておるところでございます。

実際、給食協会から頂いた品目については、11%以上のものもございまして。中には、150%近いというのもございまして。その中から選びながら、10%になるように、給食の質を落とさないように学校給食を運営させたいなというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

栄養バランスや量で、給食への提供の質を落とさないというのは理解しているんですよ。ただ、担当委員会ですらそういう資料を出しておけば、大体平均で10%ぐらい上がったということは理解できると思うんですけど、私は分からないものですから、試食用とか牛乳とかあれとか書いてありますから、計算式も一応は見てますんでね、やはり資料を出してもらわないと判断ができないわけですよ、10%で判断が。

そして、さっき言った、あと補助金の申請、学校に申請するとかいろいろ書いてあるんです

けど、これ保護者で補助するんじゃないですか、児童生徒の法律では。ですから、申請書とかは保護者から全部もらわんばということになるんですよ。そういうところは、どのように要綱などは整備されているか、あと一か月ぐらいあるごたるからされるでしょうけど、そういうところはちゃんとなさろうと思うんですかね。それをちょっと確認しておきたい、要綱と申請と決定通知書出したり、書いてあるから、あとは振込っていうから口座振込はなさると思うんですけど、そこら辺をちょっと聞いておきたいなと思います。

それと、特別会計の設置とかは考えておられないかは、ちょっと一般質問のついでですから、やはり今から、非常に給食センターとかも出ていますから、特別会計できちっとすべきと私は思うものですから、あとで町長以下執行部と協議をなさって結構ですので、またいつかお尋ねします。

あと、例えば、学校ですから、設置者が給食費の補助をするかどうか決定すればいいわけですけど、佐々町の全体の子どもの小中学生と思えば、例えば佐々中学校は嫌だからって町外に行く中学生、小学生おられますよ。そうした場合に、保護者に対しての補助は検討なさったのか、支援が困るかもわかりませんが、佐々町民であるその子どもさんですから、そこら辺についての検討はどうなさったのか、ちょっとそれも聞いておきます。

それから、さっき言った商工会の1,000万円幾らは妥当とを考えておられるのか。当然契約をなさろうと思いますけど、どういう内容の業務を幾らでするかとか、それだけでいいですけど、前は、商工会に、予算執行についていろいろあったから、あえて言いよりますからですね、分かりました。

要するに、私は、お金が売ったとは町に入れなくちゃいかんという考えを持っておるものですから、出るとは出すということで。先ほど、商工会に交付金の保管とかなんかおっしゃったけん、果たしていいのかなとちょっと疑問に思ったわけです。商品券の販売、収入としては町の歳入に入れて、委託料は委託で出さんばじゃないかなと思ったわけですね。そしたら、出納員とか取り扱いのあれはどうなるのかなとか、いろいろあるものですから、そこら辺の検討というのはなさったのかな。これはどこか、事業理事、出納管理者、会計管理者、いう中で、1人第三者にお金を預かって、出し入れさせていいのかどうか、入った分は前は持ってきよったでしたね、役場にね、入れよった。今回は特別にそれはいいのかどうか、そこら辺ちょっと確認して。あと、契約書と要綱ですね、つくるのかつくってあるのか、お尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、給食費の保護者負担についてでございますけれど、まず、給食費の負担軽減につきまして、同様に保護者から申請を頂いて、学校、PTA等に委託するという事で承諾を頂いて、申請書に承諾を頂いているところでございます。そのように同じような対応をしたいというふうには考えております。

それから、もう一つございましたこちらの補助金について、学校のほうの会計に補助をするというところでございますけれど、保護者に負担すべきでないかというところでございますが、今度の臨時交付金の方で、本年の4月5日に文科省のほうから事務連絡で、令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについてというところがございまして、その中で、臨時交付金の活用が可能な事業例ということで、地方公共団体の判断により高騰する食材費の増額分の負担を支援し、保護者の負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施のための事業にも臨時交付金を充てるということが可能ということでなっております。こういったところから、給食会計のほうへ直接補助をするということで判断をしているものでござ

います。

それから、町外へ行く生徒の分の検討についてということになるんですけど、実際この制度を検討していく中で、町の各学校の給食会計へ直接補助をするというふうに、ちょっとそちらのほうで検討していたものですから、実際町外へ行く方の生徒分の対応についてはできていないという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

御質問がありました契約・要綱につきましては、要綱案は、今もう作成をし終わっております。契約につきましても、今後締結していきたいと考えております。

それから、委託の金額は妥当かという御質問ですが、ちょっと何と比較して妥当かというのが難しいところなんですけども、前回の商品券の発行事業の際に、ある業者のほうから販売だけの委託ができるということでお話っております。それが、1セット当たり110円で委託を受けるということでしたので、今回6万セット発行いたしますので、660万円ということになります。販売だけで660万円ですので、今回商工会に委託するのは、商品券の印刷から販売、換金等、一式全て委託することになりますので、そのある業者の提案と比較すると妥当なのではないかと考えておるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

妥当かどうかはこっちが判断しとるけんね、予算を通すんだから、それはいいけど。もう契約して、その内容をまた決算かどうかでまたお尋ねして、どっしやんどっしやんならんと頼みますね。

あとは、学校給食会計の代表者はどなたになっている、そこに振込むということになるわけですか。各保護者からは契約書か誓約書か頂いておるってなれば、それがよう分かんず、私、契約が。行政機関は行政機関で補助できるのかどうかというのがまた引っかかってくるもんですから、誰になるかちょっと分らんずけど。ちょっと代表だけ、学校給食会計の。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

学校給食関係については、決算報告等PTAに対して行う代表者は、確かPTA会長になっておったと思います。一応確認はしたいと思いますけれど。

それから、先ほどお尋ねであった町外に行く者の補助については、例えば、長崎県が10%の補助を行うということです。ですから、県中であるとか特別支援学校とかに通っている児童生徒については、県のほうから手当がなされるということになります。私立のほうについては、何らかの措置がなされるのではないかなと予想するしかできませんけれど、そういった状況でございます。対象としては、本町の小中学校に通う児童生徒というふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3問目です、最後です、許可します、4問目を  
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

とにかく、今のところ、そういう佐々小の保護者があって、子どもがほかにとというのは検討していないということで、するつもりもないということだけ、町長にちょっと聞いておきます。検討して追加するなら。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（15時34分 休憩）

（15時37分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変御迷惑をおかけいたしております。先ほど申されましたように、物価高騰の影響を受ける子育ての世帯の負担軽減ということで、これは県立学校に対するのは、本町から県立学校に行っている人の給食費と、それから、いろんな食費なんかの支援というのも、物価上昇に見合いながら補助をするということで、佐々町のとも県のほうからの補助があるということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

一つ訂正いたします。学校への補助の口座は校長名義になっておるようです。実際の監査運営等については、PTAということで、保護者ということになっております。口座名義は学校長ということになっております、すみませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

訂正がありました。  
6番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、簡単な質問です。今の物価高騰のやつの事業費の補助の考え方というところで確認です。

給食については450万円に対して366万4,000円の計上という81.42%で、生活応援分については7,260万円に対して7,007万円ということで96.69%、何分の何のその国からの補助という捉

え方でいいのかというのだけ。すみません、合わせると95.63%になるんですが、片や給食は81%で、生活応援については96.何パーセントということで、ちょっとパーセンテージに差があるから補助事業の組み立てとしてどのようになっているのかだけ確認。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

9ページと10ページをお願いいたします。

まず、9ページのほうの生活応援商品券事業費のほうですね。事業費が8,604万9,000円、補正額のところですね。で、国県支出金のところの7,007万円、これの比率が大体81.4%。次の10ページのほうの学校給食の物価のほうですね、補正額事業費が450万円、臨時交付金の国県支出金が366万4,000円、比率でおおよそ81.4%ということで、この臨時交付金の今回の交付限度額7,373万4,000円を今回のこの2つの事業費で案分をして、それぞれ充当をしているというものでございます。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。国からきているのは額的な部分がきて、その財源振り分けとして、町として、対象事業に対して振り分けをさせていただいているという考えですね。分かりました、ありがとうございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑もないようです。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

賛成討論をさせていただきます。

私、当初予算、賛否を明確にしておりませんでした。今回の補正により、大規模あるいは高度な工事等における発注者体制能力の質的補完、CM方式というのを、早々と導入していくということで、発注者ニーズに対応して効果的に事業を遂行と、技術的な中立性を保ちつつ発注者側に立ち、設計、発注、施工の各段階において、法令遵守等各種マネジメント業務を担う存在として、やはり佐々町としてなかなか大きな自治体ではないもので、その専門性というところには、ちょっとやや危うい部分があります。そういった部分については、そういった専門職をお願いして、質的なことはもとより、発注支援についても、私が目にしたのは、ネット記事で、本町に明確な一般競争や建設企業共同企業体に関わる要綱などないとかいうような記事も載せられて、若干揶揄されているなというふうに危惧しておりました。そういった部分においても、今回、そういった方式を取り入れられて、進められているってことについて、非常に有効だというふうに考えます。

特に、私は賛否をはっきりしておりませんでしたので、今回の補正については賛成させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

議案第53号 令和4年度佐々町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はお疲れさまでございました。散会とします。

（15時44分 散会）